

第5章 災害応急対策計画

この章は、俱知安町地域防災計画のうち、災害情報収集・伝達計画や災害通信計画、災害広報・情報提供計画や避難対策計画、自衛隊派遣要請及び派遣活動計画や広域応援・受援計画など、災害発生時に応急的に対応するための計画について示しています。

第1節 災害情報収集・伝達計画	5-1
第1 基本方針	5-1
第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡	5-1
第3 災害情報伝達系統（全対策部・庶務班）	5-3
第4 災害情報伝達手段	5-6
第2節 災害通信計画	5-8
第1 通信手段の確保等	5-8
第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等	5-8
第3 電話施設の応急対策	5-8
第3節 災害広報・情報提供計画	5-14
第1 災害広報及び情報等の提供の方法	5-14
第2 安否情報の提供	5-19
第3 災害時の氏名等の公表	5-19
第4節 避難対策計画	5-20
第1 避難実施責任者及び措置内容	5-20
第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助	5-22
第3 避難指示等の周知	5-22
第4 避難方法	5-30
第5 避難行動要支援者の避難行動支援	5-31
第6 避難路及び避難場所等の安全確保	5-31
第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備	5-31
第8 指定緊急避難場所の開設	5-32
第9 指定避難所の開設	5-32
第10 指定避難所の運営管理等	5-32
第11 広域避難	5-34
第12 広域一時滞在	5-35
第5節 応急措置実施計画	5-37
第1 実施責任者	5-37
第2 町の実施する応急措置	5-37
第3 警戒区域の設定	5-37

第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	5-39
第1	災害派遣要請	5-39
第2	派遣活動	5-40
第3	自衛隊との情報交換	5-40
第4	知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣	5-40
第5	自衛隊との連携強化	5-41
第6	災害派遣時の権限	5-41
第7節	広域応援・受援計画	5-42
第1	俱知安町、国、北海道間の応援・受援活動	5-42
第2	消防機関	5-45
第3	北海道警察	5-45
第8節	ヘリコプター等活用計画	5-46
第1	基本方針	5-46
第2	ヘリコプター等の活動内容	5-46
第3	ヘリコプター等保有機関の活動等	5-46
第4	ヘリコプター等保有機関の活動体制	5-46
第5	町の対応等	5-47
第9節	救助救出計画	5-48
第1	実施責任	5-48
第2	救助救出活動	5-48
第10節	医療救護計画	5-50
第1	道の基本方針	5-50
第2	町の基本方針	5-50
第3	臨時の医療施設に関する特例	5-53
第11節	防疫計画	5-54
第1	実施責任	5-54
第2	防疫の実施組織	5-54
第3	感染症の予防	5-54
第4	患者等に対する措置	5-57
第5	指定避難所等の防疫指導	5-58
第6	家畜防疫	5-59
第12節	災害警備計画	5-60
第1	防犯対策計画	5-60
第2	災害警備体制の確立	5-60
第3	警察の任務	5-60
第4	警察の実施する応急対策	5-60
第5	北海道警察	5-60
第13節	交通応急対策計画	5-62
第1	交通応急対策の実施	5-62
第2	道路の交通規制	5-63
第3	緊急輸送のための交通規制	5-64
第4	緊急輸送道路ネットワーク計画	5-66
第14節	輸送計画	5-67
第1	緊急輸送の対象	5-67
第2	緊急輸送体制の確立（庶務班）	5-67
第3	ヘリコプター等による航空輸送の確保	5-68
第4	実施責任	5-68
第5	輸送の方法	5-68

第6 輸送費用の支払	5-6 8
第1 5節 食料供給計画	5-6 9
第1 食料供給の基本方針（町地域防災計画資料編_資料-1 4 物資調達関係）	5-6 9
第2 供給の対象及び期間（避難所班）	5-6 9
第3 食料の配布	5-7 0
第4 炊出し（避難所班・給食班）	5-7 0
第5 要配慮者への配慮（民生班）	5-7 1
第6 実施責任	5-7 1
第7 食料の供給	5-7 2
第8 食料輸送計画	5-7 3
第9 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて	5-7 4
第1 6節 給水計画	5-7 5
第1 実施責任	5-7 5
第2 水源の確保（水道班）	5-7 5
第3 給水の実施	5-7 6
第1 7節 衣料、生活必需物資供給計画	5-7 8
第1 実施責任	5-7 8
第2 実施の方法	5-7 8
第3 生活必需物資の確保	5-7 9
第4 日本赤十字社北海道支部（倶知安分区）における災害救援物資の備蓄	5-8 0
第1 8節 石油類燃料供給計画	5-8 1
第1 実施責任	5-8 1
第2 石油類燃料の確保	5-8 1
第3 平常時の取組	5-8 1
第1 9節 電力施設災害応急計画	5-8 2
第1 電力施設の応急復旧活動（北海道電力株式会社）	5-8 2
第2 電力施設の状況	5-8 3
第3 応急対策	5-8 4
第2 0節 ガス施設災害応急計画	5-8 5
第1 ガス施設応急復旧体制	5-8 5
第2 倶知安町	5-8 5
第2 1節 上下水道施設対策計画	5-8 6
第1 上下水道施設の復旧（水道班・下水班）	5-8 6
第2 上水道	5-8 7
第3 下水道	5-8 7
第2 2節 応急土木対策計画	5-8 8
第1 災害の原因及び被害種別	5-8 8
第2 応急土木復旧対策	5-8 9
第3 河川施設の応急対策	5-9 0
第4 崖地等の応急対策	5-9 1
第2 3節 被災宅地安全対策計画	5-9 2
第2 4節 住宅対策計画	5-9 5
第1 実施責任	5-9 5
第2 実施の方法	5-9 5
第3 資材等の斡旋、調達	5-9 9
第4 住宅の応急復旧活動	5-9 9
第2 5節 障害物除去計画	5-1 0 0
第1 実施責任	5-1 0 0

第2 障害物除去の対象.....	5-101
第3 障害物の除去の方法.....	5-101
第4 除去した障害物の集積場所.....	5-101
第5 放置車両の除去.....	5-101
第6 障害物の処理.....	5-101
第26節 文教対策計画.....	5-103
第1 実施責任.....	5-103
第2 応急対象実施計画.....	5-103
第3 文化財保全対策（社会教育班）.....	5-106
第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画.....	5-107
第1 実施責任.....	5-107
第2 実施の方法.....	5-107
第28節 家庭動物等対策計画.....	5-109
第1 実施責任.....	5-109
第2 家庭動物等の取扱い.....	5-109
第3 同行避難.....	5-109
第29節 応急飼料計画.....	5-110
第1 実施責任.....	5-110
第2 実施の方法.....	5-110
第30節 廃棄物等処理計画.....	5-111
第1 実施責任.....	5-111
第2 廃棄物等の処理方法.....	5-111
第31節 災害ボランティアとの連携計画.....	5-112
第1 ボランティア団体・NPOの協力.....	5-112
第2 ボランティアの受入れ（民生班・商工班）.....	5-112
第3 ボランティア団体・NPOの活動.....	5-112
第4 ボランティア活動の環境整備.....	5-113
第5 ボランティア活動拠点の提供（民生班）.....	5-113
第6 ボランティア団体への情報提供（企画広報班）.....	5-113
第7 ボランティアの協力依頼（商工班）.....	5-113
第32節 労務供給計画.....	5-114
第1 実施責任者.....	5-114
第2 雇用範囲.....	5-114
第3 供給方法.....	5-114
第4 賃金及びその他の費用負担.....	5-115
第33節 職員派遣計画.....	5-116
第1 要請権者.....	5-116
第2 要請手続等.....	5-116
第3 派遣職員の身分取扱.....	5-116
第34節 災害救助法の適用と実施.....	5-117
第1 実施体制.....	5-117
第2 救助法の適用基準.....	5-117
第3 救助法の適用手続き.....	5-118
第4 救助の実施と種類.....	5-118
第5 基本法と救助法の関連.....	5-120

災害応急対策の役割分担

第1節 災害情報収集・伝達計画				
第1 基本方針				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害情報の収集及び情報交換の実施 災害情報の一元化・とりまとめ 災害情報の報告	全 対 策 部 庶 務 班			関 係 機 関
災害時の広報の推進 迅速な情報の収集・伝達	企 画 広 報 班			関 係 機 関
防災関係機関への通報		町 民		
第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害情報等の収集及び連絡				後志総合振興局 協議会構成機関
情報の収集・及び報告 体制の整備	町 長			
発災後の情報等の通報	町			関 係 機 関
状況等の報告及び情報の収集	町			
被害情報の報告	町 長		後 志 総 合 振 興 局 長	
最新の情報通信関連技術の導入	町		道	
第3 災害情報伝達系統（全対策部・庶務班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
関係機関への通報		町 民 自主防災組織		
異常現象の町への通報	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			倶 知 安 警 察 署 関 係 機 関
災害情報の収集・とりまとめ、町への報告	全 対 策 部			関 係 機 関
防災関係機関への通報 災害情報等の報告	庶 務 班			
第4 災害情報伝達手段				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
電話による通信の実施 専用通信設備による通信の実施 連絡員による伝令の実施 アマチュア無線局による通信の実施 本部情報連絡員の派遣 災害情報の収集及び伝達の円滑な実施 災害情報の記録	町			関 係 機 関
災害情報及び被害状況の報告	町 長 庶 務 班			

第 2 節 災害通信計画				
第 1 通信手段の確保等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
情報通信手段の機能確認 応急復旧対策のために必要な場所の確保 移動通信回線の活用 重要通信の優先的な確保	町		道	関 係 機 関
第 2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
電話による通信の実施	町			
第 3 電話施設の応急対策				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
電話施設の応急復旧活動の実施 応急活動体制の確立 被害状況及び復旧状況の伝達 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施 施設の復旧優先順位及び通信回線の確保 街頭公衆電話の無料化の実施 被災者の安否確認等に関する通信の確保 電報による通信の実施 公衆通信設備以外の通信の実施				東日本電信電話株式会社 北海道事業部
臨時災害放送局用機器等の貸出 無線局の免許等の臨機の措置の実施			北 海 道 総 合 通 信 局	
北海道総合通信局に連絡				関 係 機 関

第3節 災害広報・情報提供計画

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
報道機関への情報提供 迅速かつ適切な広報の実施	町		道	関 係 機 関
正確かつきめ細やかな情報の提供	町			
住民への広報の実施				関 係 機 関
防災機関の情報のとりまとめ、広報の実施	町			
情報の報告及び収集	全 対 策 部			
収集情報の総括・集計及び報告	庶 務 班			
広報資料の作成 町民への情報及び避難指示等の周知 災害広報紙等の作成・配布 掲示板の設置 町民等へ連絡事項の報道要請 広聴窓口の開設 意見・要望等の収集・整理及び報告	企 画 広 報 班			

第2 安否情報の提供

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
安否情報の照会手続の実施				
被災者に関する情報の収集 個人情報の徹底管理	町		道	

第４節 避難対策計画				
第１ 避難実施責任者及び措置内容				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
避難のための立退きの勧告又は指示 避難場所の指示 安全な場所への待避、屋内安全確保の指示 知事への報告	町 長			
避難のための立退きの指示 後志総合振興局長への報告 警察署長への通知				水 防 管 理 者
避難のための立退きの指示 公安委員会への報告				警 察 官
住民等の避難等の措置等の実施 他人の土地等への立入 警戒区域の設定等 被災工作物等の除去等の実施 住民等への応急措置業務従事命令				自 衛 隊
第２ 避難措置における連絡、助言、協力及び援助				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
相互に通報・連絡	町		後 志 総 合 振 興 局	北海道警察本部 自 衛 隊
連絡体制の整備	町			
積極的な助言				関 係 機 関
避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力・援助				倶 知 安 警 察 署
第３ 避難指示等の周知				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
伝達分の内容の工夫 伝達手段の複合的な活用 住民への迅速かつ的確な伝達	町 長			
第４ 避難方法				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
避難誘導	町 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			倶 知 安 警 察 署 関 係 機 関
車両等による移送	民 生 班 庶 務 班			
要配慮者の避難誘導	民 生 班			
自主的な避難の実施		町 民 自 主 防 災 組 織		

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
状況の的確な把握 必要な人材の派遣			道	
避難行動要支援者の避難支援の実施	町 長			
避難行動要支援者の安否確認 在宅者への支援及び応援の要請	町			

第6 避難路及び避難場所の安全確保

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
支障となるものの排除 避難路の除雪対策の実施	町		小樽建設管理部 真 狩 出 張 所	警 察 官 関 係 機 関 小樽開発建設部 俱知安開発事務所

第7 被災者の生活環境の整備

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
安全かつ良好な居住性の確保 生活環境の整備に必要な措置の実施	町			関 係 機 関

第8 指定緊急避難場所の開設

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
指定緊急避難場所の開設 住民等に対する周知徹底	町			

第9 指定避難所の開設

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
住民等に対する周知徹底 安全性の確保 多様な避難所の確保	町			
指定避難所の開設 福祉避難所の開設 避難場所の開設状況の記録 避難者リストの作成 指定避難所周辺状況の情報収集	避 難 所 班			
道に対する報告	町 長			
指定避難所の統合又は廃止	庶 務 班 避 難 所 班			

第 10 指定避難所の運営管理等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
適切な運営管理の実施 役割分担の明確化 必要な知識等の普及 関係団体等との連携・協力及び情報伝達 被災者等に係る情報の早期把握 実態とニーズの把握 必要な対策の実施 専門家等との定期的な情報交換 避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握 家庭動物のためのスペースの確保 女性の参画の推進及びニーズに配慮した運営 円滑な避難所運営ができる体制の構築	町			
良好な生活環境への配慮 指定避難所の早期解消	町		道	
避難所等の巡回				北 海 道 警 察

第 11 広域一時滞在				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
道内及び道外における広域一時滞在の対応 避難元と避難先の市町村における連携	町 長		知 事	関 係 機 関

第 5 節 応急措置実施計画				
第 2 町の実施する応急措置				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害応急対策の実施	町 長 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			関 係 機 関
第 3 警戒区域の設定				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
警戒区域の設定、退去の命令、出入りの禁止及び制限	町 長 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合 消 防 吏 員			警 察 官 自 衛 官

第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

第 1 災害派遣要請

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
派遣の要請			知 事 後 志 総 合 振 興 局 長	
要請権者への要求 部隊の長への通知 車両、施設等が展開できる場所の確保	町 長			
施設、場所等についての調整			知 事 後 志 総 合 振 興 局 長	

第 2 派遣活動

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
被害状況の把握 避難の援助 避難者等の捜索救助活動 水防及び消防活動 道路又は水路の啓開 応急医療、救護及び防疫 人員及び物資の緊急輸送 炊飯及び給水 物資の無償貸付又は譲与 危険物の保安及び除去 災害情報の提供 その他				自 衛 隊

第 4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
自主的な部隊等の派遣 効率的な救援活動の実施				自 衛 隊

第 5 自衛隊との連携強化

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害派遣計画の作成 適切な役割分担の調整の実施 情報収集・連絡体制の確立 密接な連絡調整の実施	町 長		知 事 後 志 総 合 振 興 局 長	

第7節 広域応援・受援計画				
第1 倶知安町、国、北海道間の応援・受援活動				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応援協定による応援の要請	町 長		知 事 後 志 総 合 振 興 局 長	
協定に基づく応援の要請 迅速な応急対策の実施	町 長			関 係 機 関
第2 消防機関				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応援の要請及び受入体制の確立	羊 蹄 山 ろく 消 防 組 合			
第3 北海道警察				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助の要求				北 海 道 公 安 委 員 会

第8節 ヘリコプター等活用計画				
第2 ヘリコプター等の活動内容				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害応急対策活動、救急・救助活動及び火 災防御活動等の実施	町			
第3 ヘリコプター等保有機関の活動等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
自衛隊への災害派遣 ヘリコプターの応援要請			道	
災害応急対策の実施、情報の収集及び提供				北 海 道 開 発 局 北 海 道 警 察 自 衛 隊
第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
防災関係機関との相互連携 災害応急対策等の活動の実施				関 係 機 関
第5 町の対応等				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
離着陸場の確保及び安全地策の実施	町 長			

第 9 節 救助救出計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
救助救出の実施			道	北 海 道 警 察
救助救出及び救護所への収容	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			

第 2 救助救出活動

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
被災者の救助救出活動の実施 人的・物的資源の優先的な配分	町			北 海 道 警 察
要配慮者の安否の確認	民 生 班			
安否情報の提供	企 画 広 報 班			
要救助者の発見 町、消防、警察等への通報		町 民 自主防災組織		
活動体制の確立 救助活動等の実施	民 生 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
救助救出の実施	町 長 庶 務 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			倶 知 安 警 察 署
派遣要請の依頼	町 長 庶 務 班			
資機材の確保	庶 務 班			
同時多数救助救出活動の実施	民 生 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			

第 10 節 医療救護計画				
第 1 基本方針				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防災関係機関
応急医療体制の確立 医療班の派遣及び医薬品等の確保 心のケア対策の実施	保 健 衛 生 班			羊 蹄 医 師 会
関係機関への協力要請 保険指導及び栄養指導の実施	町			
応急医療体制の確立 医療・救護活動の実施	保 健 衛 生 班			羊 蹄 医 師 会
医療班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の 派遣要請	町 長 保 健 衛 生 班			
医薬品・医療資機材の確保	保 健 衛 生 班			羊 蹄 医 師 会
医療救護所の設置及びトリアージの実施	保 健 衛 生 班			
救急活動及び負傷者の搬送	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
応援要請	町 長 庶 務 班			
メンタルヘルス（心のケア）対策の実施	保 健 衛 生 班			
医療救護活動の実施				日 本 赤 十 字 社 北 海 道 支 部 （ 倶 知 安 分 区 ） 北 海 道 医 師 会 （ 一 般 社 団 法 人 羊 蹄 医 師 会 ）
歯科医療救護活動の実施				北 海 道 後 志 歯 科 医 師 会
重症患者等の医療機関への搬送	羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
備蓄医薬品等の確保及び調達	町			

第 11 節 防疫計画				
第 1 実施責任				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施 住民に対する保健指導等の実施	町			
第 2 防疫の実施組織				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等実施の ための防疫班の編成	町 長			
第 3 感染症の予防				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
被災状況の迅速な把握 食品衛生に関する適切な措置の実施 被災地域の衛星環境の保全	町			
被害の状況及び被災地の情報収集 防疫班の編成及び活動の実施 資機材の確保 防疫活動の実施 臨時予防接種の実施 応急実施体制の確立及び町民への周知 仮設トイレの設置	保 健 衛 生 班			
薬剤の所要量の確保 速やかな駆除の実施	保 健 衛 生 班			
衛星的な処理の実施	町 長			
第 4 患者等に対する措置				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
消毒の指示等の措置の実施				俱 知 安 保 健 所
第 5 指定避難所等の防疫指導				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
避難者の健康状況の適宜把握 保健指導等の実施 洗濯場等の消毒の実施	町 長			
食品衛生管理の実施	保 健 衛 生 班			

第 12 節 災害警備計画				
第 1 防犯対策計画				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
防犯対策の実施	民 生 班			
第 2 災害警備体制の確立				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害警備本部等の設置 災害警備体制の確立				倶 知 安 警 察 署
第 3 警察の任務				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急対策の実施				倶 知 安 警 察 署
第 4 警察の実施する応急対策				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害情報の収集・伝達 避難指示の実施 交通整理の実施 防犯パトロール・広報の実施 救助・救出活動の実施				倶 知 安 警 察 署
第 5 北海道警察				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害警備体制の確立 応急対策の実施				北 海 道 警 察
第 6 北海道警察は、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
教育訓練の実施				北 海 道 警 察

第 13 節 交通応急対策計画				
第 1 交通応急対策の実施				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
区域及び道路の区間の指定 当該車両及び物件の移動等の措置の命令	町			関 係 機 関
交通の確保				北 海 道 開 発 局
危険箇所等の把握 交通及びガソリン等の確保			道	
交通及びガソリン等の確保	建 設 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
当該車両及び物件の移動等の措置の命令	消 防 吏 員			
円滑な通行を確保するための措置の命令 警戒区域の設定 立ち入り制限・禁止及び退去の命令 除去等の実施				自 衛 隊
第 2 道路の交通規制				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
道路交通網の把握 交通規制の実施 広報媒体を通じた広報の徹底				北 海 道 公 安 委 員 会 (北 海 道 警 察) 道 路 管 理 者
安全確保ための交通規制の実施 迂回路等の的確な設定	土 木 班		小樽建設管理部 真狩出張所	小樽開発建設部 倶知安開発事務所
第 3 緊急輸送のための交通規制				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
禁止又は制限の対象等の通知				北海道公安委員会
緊急通行車両の確認手続			知 事 後 志 総 合 振 興 局 長	北海道公安委員会
緊急通行車両の通行のための区間の指定 放置車両や立ち往生車両等の移動の要請				北海道公安委員会
車両移動等の命令				道 路 管 理 者
緊急通行車両の通行ルート確保			道	
被災状況の情報収集 交通規制の実施	土 木 班			
規制情報の広報の実施	庶 務 班 企 画 広 報 班			
第 4 緊急輸送道路ネットワーク計画				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
緊急輸送の円滑かつ確実な実施 緊急輸送道路のネットワーク化			道	北 海 道 開 発 局 東日本高速道路㈱ 北 海 道 支 社 北 海 道 警 察

第 14 節 輸送計画				
第 2 緊急輸送体制の確立（庶務班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
必要な緊急輸送体制の確立	庶 務 班			
啓開が必要な緊急輸送路線の把握	土 木 班		小樽建設管理部 真狩出張所	小樽開発建設部倶知安 開発事務所
各道路管理者への情報提供	町			
緊急輸送路線の通行の確保 道路啓開の実施				各 道 路 管 理 者
車両の確保	庶 務 班			
第 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ヘリコプターの出動の要請	町 長 庶 務 班			
緊急輸送の確保			道	
第 4 実施責任				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
輸送（緊急）の実施				北海道旅客鉄道 株 式 会 社 日本貨物鉄道 株 式 会 社 北 海 道 支 社 日本通運株式会 社 札 幌 支 店 北海道バス協会、 北 海 道 トラック協会 運 送 事 業 者 等

第 15 節 食料供給計画				
第 1 食料供給の基本方針				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
家庭内備蓄の実施		町 民		
家庭内備蓄食料使用不可時の食料の供給	町			
第 2 供給の対象及び期間（避難所班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
食料の供給の実施	避 難 所 班			
第 3 食料の配布				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
食料供給計画の作成	避 難 所 班			
供給計画の広報の実施	企 画 広 報 班 避 難 所 班			
食料の配給の実施 物資の確保	避 難 所 班			
道への要請	庶 務 班			
第 4 炊出し（避難所班・給食班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
炊き出しの実施	避 難 所 班			
炊き出し給与状況の記録の実施	給 食 班			
第 5 要配慮者への配慮（民生班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者への配慮	民 生 班			
第 6 実施責任				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
配給及び給付対策の実施	町			
食料の調達・供給の決定と調整			道	
供給状況に係る確認等の実施			北 海 道 農 政 事 務 所	
第 7 食料の供給				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
知事への要請	町			

第 16 節 給水計画				
第 1 実施責任				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
個人備蓄の推進 生活用水及び給水資機材の確保	町			
復旧資機材の調達の調整 給水開始の指導			道	
第 2 水源の確保（水道班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急給水体制の確立	水 道 班			
応急給水計画の作成及び広報の実施	水 道 班 企 画 広 報 班			
第 3 給水の実施				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応援の要請	町 長			
応急給水の実施	町			
給水車による給水の実施	水 道 班 土 木 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
ポリタンクによる給水の実施	水 道 班 庶 務 班			
ポリパックの配布	水 道 班			
ペットボトル入飲用水の配給の実施	民 生 班			
要配慮者への配慮	水 道 班 民 生 班			
災害拠点病院への優先給水の実施	水 道 班			

第 17 節 衣料、生活必需物資供給計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
被災者に対する物資の供給 集積場所等の状況の把握 物資の備蓄の促進	町 長			

第 3 生活必需物資の確保

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
物資供給に必要な数量の確保	町			
生活必需品の供給の確保			知 事	
適正価格での供給の指導			知 事 北 海 道 経 済 産 業 局 長	
生活必需品の物価の監視及びその結果の公表			知 事	
供給計画の作成	避 難 所 班			
供給計画の広報の実施	企 画 広 報 班 避 難 所 班			
供給物資の確保	民 生 班 商 工 班			
供給の実施	避 難 所 班			
要配慮者への配慮	民 生 班			

第 4 日本赤十字社北海道支部（倶知安分区）における災害救援物資の備蓄

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害救援物資の備蓄				日 本 赤 十 字 社 北 海 道 支 部 (倶 知 安 分 区)

第 18 節 石油類燃料供給計画				
第 1 実施責任				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ガソリン等の確保 石油類暖房用燃料の確保	町 長			
第 2 石油類燃料の確保				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
石油類燃料の確保	町			
第 3 平常時の取組				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害時の燃料供給の要請窓口や手順等の 周知 平常時からの燃料確保	町			
合同訓練の実施			北 海 道 経 済 産 業 局	

第 19 節 電力施設災害応急計画				
第 1 電力施設の応急復旧活動（北海道電力株式会社）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急活動体制の確立 被害状況及び復旧状況の伝達 復旧用資機材等の確保及び応援派遣要請 の実施 優先的な応急送電				北 海 道 電 力 株 式 会 社
第 3 応急対策				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
体制の整備 情報収集・提供 通信及び要員の確保 広報の実施 資材等の調達 応急工事の実施				北 海 道 電 力 株 式 会 社
災害対策に必要な措置の実施				電 源 開 発 株 式 会 社 東 日 本 支 店 北 海 道 事 務 所

第 20 節 ガス施設災害応急計画

第 1 ガス施設応急復旧体制

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
被害状況の把握 相互協力体制の確立 LP ガス設備の安全総点検の実施				LP ガス事業者

第 2 俱知安町

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
二次災害の防止 LP ガス事業者等に対する協力体制の確立 広報活動の実施 住民に対する周知	町			

第 21 節 上下水道施設対策計画

第 1 上下水道施設の復旧（水道班・下水班）

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急活動体制の確立 被害拡大の防止 被害情報の収集 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施 優先的な応急復旧の実施 被災状況及び復旧状況の広報の実施	水 道 班 下 水 班			

第 2 上水道

施 策 項 目	町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急復旧の実施	水 道 事 業 者			
広報の実施	水 道 班			

第 3 下水道

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急復旧の実施	下 水 道 管 理 者			
広報の実施	下 水 班			

第 22 節 応急土木対策計画				
第 2 応急土木復旧対策				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
土木施設の応急復旧等の実施 応急対策及び応急復旧対策の実施				当 該 施 設 の 管 理 者 及 び 管理者以外の者
第 3 河川施設の応急対策				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急活動体制の確立 応急復旧活動の実施	土 木 班			
水防活動の実施	全 対 策 部 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
被害情報及び復旧状況の伝達	土 木 班 庶 務 班 企 画 広 報 班			
復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施	土 木 班 庶 務 班			
出水期の対策の実施	土 木 班 羊 蹄 山 ろ く 消 防 組 合			
第 4 崖地等の応急対策				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
適切な応急対策の実施 被災宅地の判定の実施 町民等への情報の提供	土 木 班			

第 23 節 被災宅地安全対策計画				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
危険度判定実施本部の設置	町 長			
事前準備の実施	町		道	
建物の解体・撤去	建 築 班			施 設 所 有 者
災害公営住宅の整備	建 築 班			

第 24 節 住宅対策計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急修理の実施	町			

第 2 実施の方法

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
応急的な住宅の供給・修理 災害公営住宅の建設	建 築 班			
避難所の開設	町 長			
公営住宅等の斡旋	町			

第 3 資材等の斡旋、調達

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
道への斡旋の依頼	町 長			
積極的な斡旋、調達			道	

第 4 住宅の応急復旧活動

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
住宅の応急修繕の推進	町		道	

第 25 節 障害物除去計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
道路及び河川における障害物除去の実施	土 木 班			
鉄道等に障害を及ぼしているものの除去 の実施				JR 北海道倶知安駅 札幌保線所倶知 安 保 線 管 理 室

第 6 障害物の処理

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
実施体制の確立 応援の要請 町民等からの受入	保 健 衛 生 班			

第 26 節 文教対策計画				
第 1 実施責任				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
防災上必要な体制の整備 児童生徒等の安全確保 登下校時の安全確保 施設の整備				学 校 管 理 者 等
教科書文具等の給与	町 長			
第 2 応急対象実施計画				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告の実施				学 校 管 理 者 等
応急教育の実施 施設の確保と復旧対策の実施	学 校 教 育 班			学 校 管 理 者 等
教職員の確保	学 校 教 育 班 町教育委員会		道教育委員会	
授業料等の減免、修学制度の活用援助の実施			道教育委員会 (私立高等学校 にあつては道及 び学校設置者)	
学校給食等の措置	学 校 教 育 班 給 食 班			
衛生管理対策の実施	学 校 教 育 班 保 健 衛 生 班			
第 3 文化財保全対策（社会教育班）				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
当該指定物件の保全、保護	社 会 教 育 班			文 化 財 所 有 者 文 化 財 管 理 者

第 27 節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画				
第 2 実施の方法				
施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
行方不明者の搜索	民 生 班			
遺体の処理及び埋葬の実施	保 護 衛 生 班			
広域火葬の調整	町			

第 28 節 家庭動物等対策計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
家庭動物等の取扱に関する助言の実施			後 志 総 合 振 興 局 長	
必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置の実施			道	
被災地における逸走犬等の管理	町			

第 2 家庭動物等の取扱い

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
動物の健康及び安全の措置		町 民 (飼 い 主)		

第 3 同行避難

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
同行避難の実施（安全な場所までの避難）		町 民 (飼 い 主)		

第 29 節 応急飼料計画

第 2 実施の方法

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
飼料の確保	農 林 班			畜 産 従 事 者
飼料の斡旋要請	町 農 林 班			

第 30 節 廃棄物等処理計画

第 1 実施責任

施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
現地の状況に応じた指導・助言			後 志 総 合 振 興 局 長	
必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置の実施			道	
災害廃棄物の処理	町			
死亡獣畜の処理	町	所 有 者		

第 31 節 災害ボランティアとの連携計画				
第 1 ボランティア団体・NPOの協力				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害応急対策の実施協力の受入	町		道	関 係 機 関
第 2 ボランティアの受入れ（民生班・商工班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
受入体制の確保 ボランティア窓口の開設 窓口の運営	民 生 班 商 工 班		道	社会福祉協議会 関 係 団 体
第 4 ボランティア活動の環境整備				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
関係機関・団体とのネットワークの構築 住民への受援・支援等の普及啓発の実施	町		道	社会福祉協議会
市町村災害ボランティアセンターの設置・ 運営に関する規定等の整備 コーディネーター等の確保・育成 体制や活動拠点の確保	町			社会福祉協議会
第 5 ボランティア活動拠点の提供（民生班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ボランティア活動拠点の提供	民 生 班			
第 6 ボランティア団体への情報提供（企画広報班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ボランティアの活動に必要な情報の提供	企 画 広 報 班			
第 7 ボランティアの協力依頼（商工班）				
施 策 項 目	倶知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
ボランティアの協力依頼	各 班 の 班 長			
一般ボランティアの派遣の要請	商 工 班			

第 32 節 労務供給計画

第 3 供給方法

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
所轄の公共職業安定所長に対する求人の申し込み	町 長			関 係 機 関 の 長
労働者の雇用要請	商 工 班			
労働者の求人及び雇用	商 工 班			

第 33 節 職員派遣計画

第 1 要請権者

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
職員の派遣の要請	町 長			

第 34 節 災害救助法の適用と実施

第 1 実施体制

施 策 項 目	俱知安町	町 民	道	防 災 関 係 機 関
災害救助法に基づく応急救助活動の実施	町 長			

基本法第 50 条第 1 項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 基本方針

(1) 災害情報の一元化（全対策部・庶務班）

町及び各防災関係機関は、災害が発生したときは、的確に災害情報を収集し、相互の情報交換を密にすることにより、災害情報の一元化を図る。災害情報のとりまとめは庶務班が行う。総務対策部長は、災害情報をとりまとめ速やかに町長（災害対策本部長）へ報告する。

(2) 災害時の広報（企画広報班）

町（企画広報班）は、町民等の不安の解消、デマの防止等のため、災害情報や復旧状況等について被災者に正確に伝えるため、報道機関及び広報紙等により、災害時の広報を積極的に推進する。

また、各防災関係機関は、地震などの災害が発生したときは、報道機関や広報車等により、災害情報や復旧状況等について情報を提供し、迅速な情報の収集・伝達を図る。

(3) 町民等による通報（庶務班）

町民等は、災害の発生又は災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、町（庶務班）及び各防災関係機関に通報する。

第2 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

道は、北海道防災情報システム、北海道総合行政情報ネットワーク（防災回線）、ヘリコプター、テレビ会議などにより、災害情報等の収集・伝達を行う。

特に、被災市町村から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

(1) 後志総合振興局協議会構成機関

後志総合振興局協議会構成機関の災害情報等の収集及び連絡は、北海道災害対策本部に準じ地方本部長の要請等に応じ行うものとする。

(2) 町の災害情報等収集及び連絡

ア 町長は、災害が発生し、又発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を後志総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

イ 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

(3) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(4) 町の通報

- ア 町は、119 番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

(5) 被害状況報告の概要

災害が発生した場合、町長は別に定める「災害情報等報告取扱要領」（町地域防災計画資料編_資料-8 参照）に基づき後志総合振興局長を通じて知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

但し、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後 20 日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

(6) 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

図表 1-1 被害状況等の報告

時間帯		平日（9：30～18：15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	F A X	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	F A X	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036

「*」は、各団体の交換機の特番（ただし、市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。）

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

第3 災害情報伝達系統（全対策部・庶務班）

気象注意報・警報、地震及び火山情報等における町及び各防災関係機関等の情報伝達系統は、災害情報連絡系統図に示すとおりである。

(1) 町民等による通報

災害が発生するおそれがある異常現象（河川堤防の水もれ、はん濫、地割れ、崖からの湧水、溪流の濁り、竜巻及び火山の噴煙・降灰等をいう。以下同じ。）を発見した者は、遅滞なく町（庶務班）、消防署、警察署等の関係機関へ通報する。

各自主防災組織の連絡責任者は、町民と町の災害情報の連絡責任者とする。

(2) 関係機関から町への通報

羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署及び各防災関係機関は、町民等から災害発生のおそれがある異常現象の通報を受けた時は、町（庶務班）に通報する。

(3) 災害情報の総括

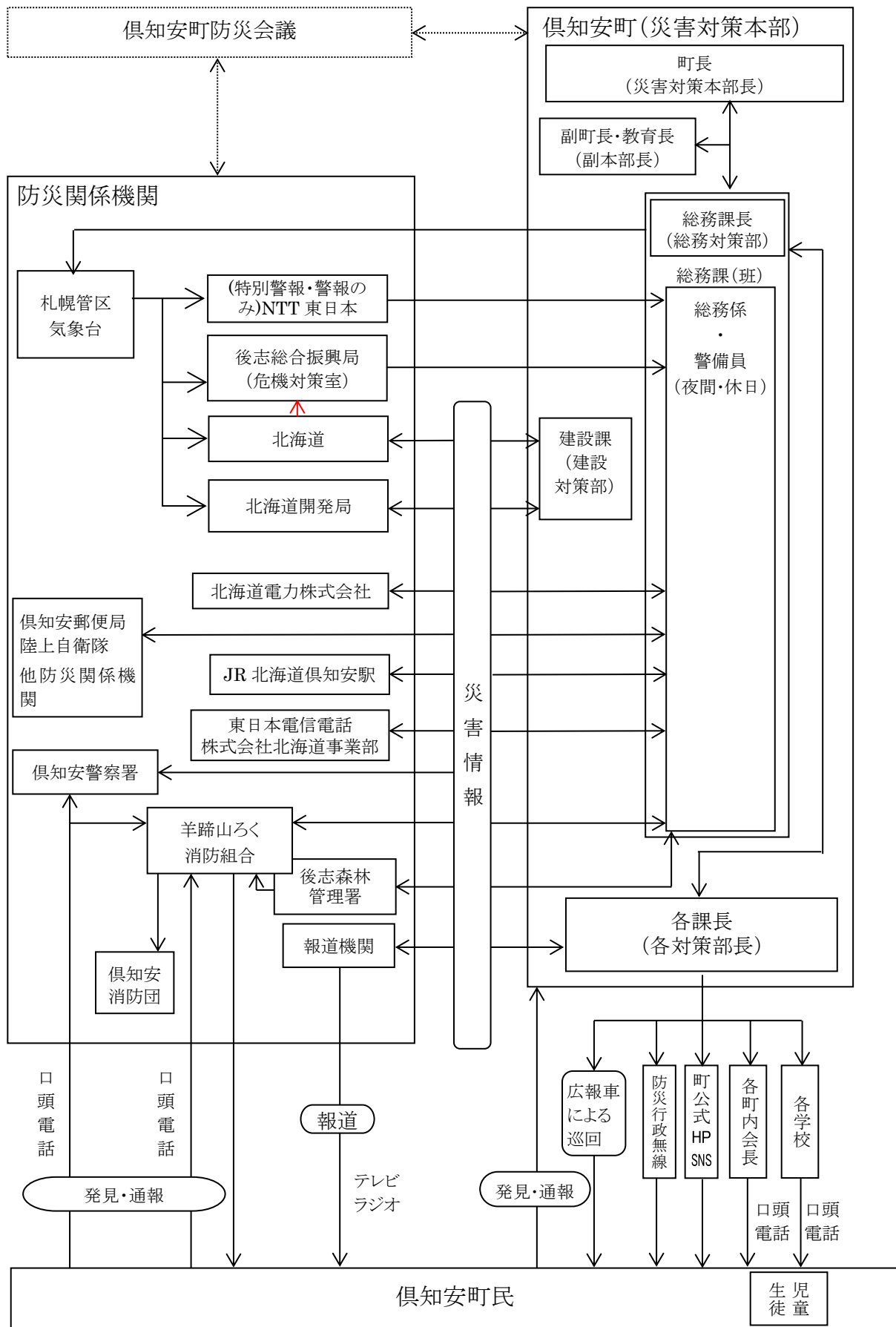
町（全対策部）及び各防災関係機関等は、管理施設の被害状況や人的被害及びその他災害対策上必要であると考えられる情報について、可能な限り収集及びとりまとめを行い、町（庶務班）へ報告を行う。

(4) 町から関係機関への通報

町（庶務班）は、町民、各防災関係機関から異常現象発見の通報を受けたときは、札幌管区気象台その他の防災関係機関に通報する。

(5) 災害情報等の報告

町（庶務班）は、とりまとめた災害情報及び被害状況について、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により速やかに後志総合振興局長を通じて、知事へ報告する。



図表 1-2 倶知安町 災害情報伝達系統図

図表 1-3 各機関が発する主な災害情報

関係機関	札幌管区気象台	気象注警報、地震・津波情報、火山情報等
	後志総合振興局	対策通報
	後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	1 道道に関する道路通行止情報 2 道道に関する道路被災情報 (被害程度、人的被害の有無、復旧見込、その他) 3 その他道道に関する災害情報 4 水位観測所の水位観測通報(大雨時:水防計画による) 5 土砂災害情報 6 河川堤防の巡視結果 (水防上危険と認められる箇所が発見された場合) 7 河川の氾濫情報
	小樽開発建設部 倶知安開発事務所	1 国道に関する道路通行止情報 2 国道に関する道路被災情報 (被害程度、人的被害の有無、復旧見込、その他) 3 その他国道に関する災害情報
	北海道電力株式会社	1 電力施設の被害状況 2 停電情報(復旧見込) 3 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	J R 北海道倶知安駅	1 鉄道施設の被害状況 (被害程度、人的被害の有無、その他) 2 運休情報(復旧見込) 3 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	1 通信施設の被害状況 2 不通の状況(復旧見込) 3 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	倶知安警察署	1 町民等からの通報内容 2 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	羊蹄山ろく消防組合	1 町民等からの通報内容 2 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	後志森林管理署	1 国有林内における火災の通報 2 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
	その他 防災関係機関	1 所管する施設の被災状況 (被害程度、人的被害の有無) 2 その他町と協力して実施する災害対策に関する情報
町民		災害の発生又は、発生のおそれのある状況を発見した場合、町、消防署、警察署もしくは施設管理者等の防災関係機関に通報する。

第4 災害情報伝達手段

地震などの災害が発生したときは、通信施設の被災や回線の輻輳等により、一般回線の電話が非常にかかりにくくなることが予想される。

町及び各防災関係機関は、次のとおり情報伝達手段を確保し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

(1) 電話による通信

- ア 一般加入電話を利用し通信を行う。
- イ 災害時優先電話として指定されている電話を利用して通信を行う。
- ウ 緑色の公衆電話等を利用
- エ 携帯電話等の利用

災害時に一般回線電話が利用できないときは、通信形態の異なる携帯電話等を利用する。

(2) 専用通信設備による通信

一般電話による通信が困難であるときは、専用通信設備による通信を行う。

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用手続
倶知安町	町防災行政 同報無線	倶知安町内 戸別受信： 2,000 世帯 屋外受信： 5,000 世帯	口頭申請
	町防災行政無線	倶知安町内	口頭申請
羊蹄山ろく 消防組合	消防用無線	羊蹄山ろく消防組合内	口頭申請
後志総合振興局	北海道 防災行政無線	全道市町村 及び 北海道、道出先機関	口頭申請
倶知安警察署	警察電話	全国警察機関	口頭申請
	警察無線	倶知安警察署～道警本部	口頭申請
	移動無線	札幌方面本部区域内	口頭申請
小樽開発建設部	多重無線電話	北海道開発局機関	口頭申請
倶知安開発事務所	移動無線	倶知安～小樽の範囲	口頭申請
北海道電力株式会 社	北海道電力 専用電話	全道各事業所	口頭申請
	車載業務用無線	倶知安町区域内	口頭申請
JR 北海道 倶知安駅	鉄道電話	JR 機関相互	口頭申請
J R 札幌保線所 倶知安保線管理室			口頭申請

(3) 連絡員による伝令

電話及び専用通信設備が被災等により使用不可能な場合は、町内に所在する各防災関係機関との連絡は、連絡員を相互に派遣することにより行う。

(4) アマチュア無線局による通信（庶務班）

他の全ての通信系統が途絶した場合、アマチュア無線局の協力を得て通信を行う。

(5) 本部情報連絡員の派遣（全対策部・庶務班）

町災害対策本部が設置されたときは、町と各防災関係機関は必要に応じて本部情報連絡員を派遣し、災害情報の収集と伝達を円滑に実施する。

(6) 災害情報の記録（全対策部）

町各対策部及び防災関係機関は、災害情報について緊急度、優先度に応じて区分し、各防災関係機関へ伝達するとともに、正確に記録するよう努める。

(7) 災害情報の報告（庶務班）

町（町長・庶務班）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより、災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を後志総合振興局長に報告する。

ア 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げる。

- (ア) 人的被害、家屋被害が発生したもの。
- (イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (ウ) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (エ) 災害が当初軽微であっても、今後拡大するおそれがある場合、又は広域的な災害で町としては軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (カ) その他特に指示があった災害。

イ 報告の種類及び内容

- (ア) 災害情報（町地域防災計画資料編_資料-8 災害情報等報告取扱要領）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所定の様式により後志総合振興局長に速やかに報告すること。

この場合災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

- (イ) 被害状況報告（町地域防災計画資料編_資料-8 災害情報等報告取扱要領）

被害状況報告は、次の区分により行う。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除く。

速 報	被害発生後直ちに町地域防災計画資料編：資料-8の様式により件数のみ報告する。
中間報告	被害状況が判明次第、町地域防災計画資料編：資料-8の様式により報告する。 なお、報告内容に変化が生じたときは、その都度報告する。 ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。
最終報告	応急措置が完了した後、15日以内に町地域防災計画資料編：資料-8の様式により報告する。

ウ その他の報告

災害の報告は、上記イ（ア）及び（イ）によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

エ 報告の方法

災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

オ 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は町地域防災計画資料編：資料-8のとおりとする。

カ 消防庁への報告

町は、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣宛及び消防庁長官宛の文書を消防庁へ提出する。

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町長及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

第3 電話施設の応急対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、地震などの災害が発生したときは、防災業務計画に基づき、被害情報を収集し、施設の応急復旧活動を実施するとともに、非常用通信施設の確保を図る。

また、救助・救出活動等にかかわる重要な通信回線については、優先的に確保するとともに、被災者に対し、災害伝言ダイヤル 171 を開設し、地震などの災害時に、家族や友人等の安否が確認できるサービスを提供する。

(1) 電話施設の応急復旧活動（東日本電信電話株式会社北海道事業部）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	東日本電信電話株式会社北海道事業部
--------	-------------------

対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	被害状況の把握 重要電話回線の確保	1 通信施設を点検し、被害状況を把握する。 2 被害が軽微な箇所に関して緊急措置を行う。 3 行政機関等の災害対策に重要な電話回線の復旧作業を優先的に開始する。 4 輻輳緩和の広報 5 災害用伝言ダイヤル 171 により、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。
3日目まで (短期目標)	応急復旧作業の開始 臨時公衆電話の設置	1 通信施設の復旧を開始し、行政機関等の重要電話回線を復旧する。 2 避難所へ特設公衆電話を設置する。
3日目以降	本復旧作業の開始	電話通信サービス復旧へ向けての復旧作業を開始する。

ア 応急活動体制の確立

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急活動体制を確立し、被害の拡大防止、緊急措置、応急復旧活動を実施する。

イ 被害状況及び復旧状況の伝達（庶務班・企画広報班）

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、被災の状況及び被災範囲等について調査及びとりまとめを行い、電話不通の状況、復旧の見込み等の広報活動を独自に行い、町民の不安解消を図る。

また、被害や応急復旧状況は町（庶務班）へ連絡を行い、報告を受けた町（庶務班）は、町（企画広報班）を通して報道機関や広報紙等により町民等へ情報を提供する。

ウ 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、通信施設の応急復旧にあたり、資機材や人員が不足するときは、防災業務計画に基づいて応援派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動を実施する。

エ 施設の復旧優先順位及び通信回線の確保

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、救助・救出活動等の応急対策にかかわる重要な通信回線については、優先的な応急復旧に努めるとともに、災害時優先電話や非常用交換機等を設置し、通信回線を優先的に確保する。

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、一般回線の利用が困難となったときは、被災地域に超小型衛星通信装置、非常用交換機及び移動電源車等の装置を設置し、通信回線を確保する。

項 目	備 考
災害時優先電話の設置	事前に災害時優先電話として指定することにより回線を確保する。
110・119番通報回線の確保	平常時は専用回線を使用しているが、災害時に専用回線が不通となったときは、一般回線に切り替えることにより、回線を確保する。

オ 被災者への通信回線の開放

東日本電信電話株式会社北海道事業部は、地震などの災害が発生し、一般回線の利用が困難となったときは、特設・臨時公衆電話の設置や街頭公衆電話の無料化を実施する。

また、災害時には、回線が非常に混雑し、電話がかかりにくくなることから、災害用伝言ダイヤル 171 を設置し、被災者の安否確認等に関する通信を確保する。

項 目	備 考
特設・臨時公衆電話の設置	災害救助法が適用された地域及びこれに準じた地域について、無料公衆電話を設置する。（「特設公衆電話一覧表」は、資料 27 を参照）
街頭公衆電話の開放	災害による停電時において、無料で街頭の公衆電話を解放する。
災害用伝言ダイヤル 171	被災地内の電話番号をもとに、安否等の情報を音声により伝言するボイスメールサービスを提供する。

(2) 電報による通信

ア 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

イ 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

ウ 非常・緊急電報の利用方法

(ア) 115 番(局番無し) をダイヤルし NTT コミュニケータを呼び出す

(イ) NTT コミュニケータがでたら

- ① 非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる
- ② 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
- ③ 届け先、通信文等を申し出る

エ 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設(道路、港湾等を含む)の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(①の8項に掲げるものを除く) (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者と(1)の機関との間

電 報 の 内 容	機 関 等
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体(①の表、本表1～5(2)に掲げるものを除く)相互間

(3) 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。

ア 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経て行う。

イ 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経て行う。

ウ 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。

エ 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。

オ 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、後志総合振興局、又は町等を経て行う。

カ 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

キ 北海道電力株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社本店、支店、営業所、電力センター等を経て行う。

ク 東日本電信電話㈱の設備による通信

東日本電信電話㈱北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

ケ 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から9号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

(4) 通信途絶時等における措置

ア 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

(ア) 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

(イ) 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

イ 防災関係機関の対応

防災関係機関は、アの措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- (ア) 移動通信機器の借受を希望する場合
 - ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - ② 借受希望機種及び台数
 - ③ 使用場所
 - ④ 引渡場所及び返納場所
 - ⑤ 借受希望日及び期間
- (イ) 移動電源車の借受を希望する場合
 - ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - ② 台数
 - ③ 使用目的及び必要とする理由
 - ④ 使用場所
 - ⑤ 借受期間
 - ⑥ 引渡場所
- (ウ) 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - ① 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - ② 希望エリア
 - ③ 使用目的
 - ④ 希望する使用開始日時
 - ⑤ 引渡場所及び返納場所
 - ⑥ 借受希望日及び期間
- (エ) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - ① 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - ② ①に係る申請の内容

ウ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町、道及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

(1) 住民に対する広報等の方法

ア 町、道及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

イ 町、道及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

ウ アの実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。

エ アのほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

(2) 道の広報

市町村及び関係機関等から情報収集するとともに、専任の職員を配置するなど、報道対応窓口を明確化した上で、報道機関への情報提供等により被災市町村地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。

ア 災害の種別(名称)及び発生年月日

イ 災害発生の場所又は被害激甚地域

ウ 被害状況

- ・ 交通、通信状況(交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域)
- ・ 火災状況(発生箇所、避難等)
- ・ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況(被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等)
- ・ 道路、橋梁、架線、港湾等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- ・ その他判明した被災地の情報(二次災害の危険性等)

エ 救助法適用市町村名

オ 応急、恒久対策の状況

- ・ 避難について(避難指示等の発令の状況、避難所の位置、経路等)

- ・医療救護所の開設状況
- ・給食、給水実施状況(供給日時、場所、量、対象者等)
- ・衣料、生活必需品等供給状況(供給日時、場所、量、対象者等)

カ 災害対策(連絡)本部の設置又は廃止

キ 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(3) 町の広報

町は、町内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(4) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関(道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等)は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、北海道災害対策(連絡)本部に対し情報の提供を行う。

(5) 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

(6) 災害時の広報体制(企画広報班)

ア 発表責任者

町が発表する公的な災害情報等の広報は、総務対策部長が行う。総務対策部長は、収集した災害情報、被害情報、その他広報が必要な情報に関して、その内容及び発表時期を審査し、町長(災害対策本部長)の許可を得て、適切な方法を用いて広報を行う。

イ 情報の報告及び収集(全対策部)

災害対策本部各班は災害応急対策の各段階で、報告及び町民等に広報すべき事項について町(庶務班)に報告する。町(庶務班)は、各班及び各防災関係機関等と連絡を密に行い、情報の収集に努める。

収集した情報は町(庶務班)が総括・集計し、総務対策部長へ報告する。

ウ 広報内容

町が広報を行う情報は、主として以下のものとし、その他必要な情報についても適時適切な方法により広報を行う。

警戒期	① 災害情報及び町民への注意事項 ② 警戒の呼びかけ
災害発生時	① 町災害対策本部設置の告知の他、町の応急対策状況 ② 避難指示及び避難所、避難経路 ③ 災害の状況に関する情報 ④ 交通情報及び避難のために必要な情報 ⑤ 出火防止、初期消火等の呼びかけ

災害発生後	① 被害状況の概要 ② 避難所の収容状況 ③ 二次災害、火災、犯罪等への警戒 ④ 災害対策の活動状況 ⑤ 道路、ライフライン等の復旧情報 ⑥ デマ等の抑止 ⑦ 生活支援、配給等の情報 ⑧ 安否情報
-------	---

(7) 広報資料の作成（企画広報班）

町（企画広報班）は、被害状況写真をはじめ、災害応急対策にかかる各種資料及び記録を各対策部と協力して収集し、広報資料の作成を行う。

- ア 震度や降雨量、水位等の災害情報
- イ 被災箇所数及び被災規模等の情報
- ウ 各対策部の活動実施内容及び予定
- エ 各種資料写真の収集

被害の状況の写真撮影は、企画広報班及び各対策部の撮影した写真の他、町民等や報道機関等が撮影した写真の提供を受け、できる限り被害実態を把握できるものを収集する。

(8) 各広報手段を使用した広報活動（企画広報班）

町が行う広報の手段は、次の方法で行う。総務対策部長は、災害の規模及び範囲等を考慮し、適切な方法を選択して広報を行う。

- ア 防災行政同報無線
- イ 広報車
- ウ 自主防災組織の連絡網等の活用による電話連絡又は戸別の電話連絡
- エ 広報紙等
- オ 避難所のほか各所に設置する掲示板
- カ 新聞、ラジオ、テレビ

(ア) 防災行政無線及び広報車の活用

町（企画広報班）は、災害時の町民等の安全を確保するため、防災行政同報無線を活用して情報の伝達を図る。また、町（企画広報班）及び各防災関係機関は、必要の都度、広報車等を活用し町民等へ情報を周知する。

- ① 災害発生の危険性
- ② 避難指示
- ③ その他、被災者の安全の確保のために必要な事項

(イ) 電話連絡又は戸別訪問

町（企画広報班）は、災害発生の危険性や避難情報等の広報に関して、必要な時は、自主防災組織等と協力して電話連絡や個別訪問等により、避難指示等を周知する。このときの連絡責任者は自主防災組織の連絡責任者とする。

特に要配慮者に対しては民生班と協力し、避難の遅れ等がないよう配慮する。

(ウ) 災害広報紙等の作成・配布

町（企画広報班）は、電気・ガス・水道等のライフライン復旧状況や避難所での物資の配給や義援金等の支給など、詳細な災害時の安心情報について広報紙等を作成し、町民等へ配布するなど、周知を図る。

- ① 生活必需物資等の供給場所・時間
- ② 義援金品の支給
- ③ 道路・ライフライン等の復旧状況
- ④ 救援状況、罹災証明の発行に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(エ) 掲示板の活用

町（企画広報班）は、避難所及び被災地域の適切な場所に掲示板を設置し、物資の配給や義援金等の支給等、詳細な災害時の安心情報について掲示を行い、周知を図る。

- ① 給水・生活必需物資供給の実施場所、時間等
- ② 救援物資の供給場所・時間
- ③ 義援金の支給等に関する情報
- ④ 救援状況、罹災証明の発行に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(オ) 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関の活用

町（企画広報班）は、災害の規模や範囲等の状況に応じて、災害情報及び被害情報の他、次の事項を適時報道機関に発表するとともに、町民等へ連絡事項の報道を要請する。

発表及び報道要請	① 災害対策本部の設置及び廃止 ② 災害発生日時の及び種別 ③ 災害発生の場所、範囲及び被害状況 a 震度や道路施設、河川施設等の被害状況 b 負傷者の数（必要があるときは負傷者の氏名）。 c 降水量、河川水位等の災害情報 d 被害家屋数、浸水家屋数 e ライフラインの被害の状況 ④ 応急対策の状況 a ライフライン、道路施設、河川施設等の応急復旧の状況 b 住民の避難状況 c 病院の状況及び救護所の状況 ⑤ その他必要な事項
報道要請	① 応急対策の状況 a ライフライン、道路施設、河川施設等の応急復旧の状況 b 町民等の避難状況 c 病院等の状況及び救護所の状況 d 給水・生活必需物資供給の場所、時間等 e 救援物資配給の場所・時間 f 義援金の支給等に関する情報 g 救援状況、り災証明の発行に関する事項 ② ボランティアの呼びかけ ③ その他必要な事項

(9) 広聴活動（企画広報班）

町（企画広報班）は、町民等からの災害応急対策活動への要望や生活相談等に関して広聴活動を行い、町民等の意見・要望を反映した迅速かつ効果的な災害応急対策を実施し、町民の日常生活の安定を図る。

ア 広聴窓口の開設

町（企画広報班）は、町役場に広聴窓口を設けて町民等の意見・要望等を受入れる他、災害の規模や範囲及び避難の状況に応じて必要な場合は、避難所へ職員の派遣及び相談窓口を設置する。

イ 要望等の処理（全対策部・企画広報班）

町（企画広報班）は、町民等からの意見・要望等を収集・整理し、総務対策部長に報告する。総務対策部長は、要望の内容に応じて各対策部長へその対処を依頼するとともに、必要な場合は町長（災害対策本部長）に報告して必要な措置を講じる。

第2 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会手続

- ア 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- イ 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ウ 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- エ 町又は道は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ア 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- イ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ウ 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、町、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- エ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 災害時の氏名等の公表

(1) 北海道

道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。

(2) 倶知安町

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 町長（基本法第60条）

ア 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの指示

(イ) 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

(ウ) 緊急安全確保措置の指示

イ 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

ウ 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

(2) 水防管理者（水防法第29条）

ア 水防管理者（水防管理団体である町の長等）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

イ 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ア 知事（後志総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（後志総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、市町村長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については市町村長に委任す。

イ 知事は、災害発生により市町村長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関

する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

また、市町村長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請することとしている。

(4) 警察官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

ア 警察官は、(1)のイにより町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

イ 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

(5) 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)

イ 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)

ウ 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)

エ 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)

オ 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

(1) 連絡

町、道(後志総合振興局)、北海道警察本部(警察署等)及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

(2) 助言

ア 倶知安町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

イ 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

(3) 協力、援助

ア 倶知安警察署

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごと警戒レベルに対応した避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)、北海道防災情報システム、Ｌアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能含む。)、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 避難指示等の理由及び内容

(2) 避難場所等及び経路

(3) 火災、盗難の予防措置等

(4) 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する（今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動する。）。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(5) 避難指示等の発令基準（町長・庶務班）

町（町長）は、危険性の程度により、避難指示等を次のように発令する。

	発令時される状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

(6) 避難情報等の発令判断の目安

町（町長）は、危険性の程度により、避難情報等の発令の判断を次のような目安とする。

但し、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の切迫した状況等に応じて、自宅等の二階への避難を促す場合がある。

	発令判断の目安
高 齢 者 等 避 難 (警戒レベル3)	【水位周知河川（尻別川）】 次の1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1 尻別川の倶知安水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である171.79mに到達した場合 2 尻別川の倶知安水位観測所の水位が氾濫注意水位である170.38mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 倶知安水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 尻別川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 倶知安水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 【水位周知河川（倶登山川）】 次の1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1 倶登山川の倶登山川水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である174.34mに到達した場合 2 倶登山川の倶登山川水位観測所の水位が氾濫注意水位である（173.02m）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 倶登山川水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 倶登山川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 倶登山川水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 【その他の河川等（硫黄川）】 次の1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1 硫黄川の硫黄川危機管理型水位計の観測開始水位に（194.18m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 硫黄川危機管理型水位計地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 硫黄川の洪水警報の危険度分布で「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ③ 硫黄川危機管理型水位計地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

(警戒レベル3) 高齢者等避難	【土砂災害】 次の1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令することが考えられる。 - 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）となった場合 （※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと） - 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 - 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） 注1 上記1～3以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。 注2 土砂災害の危険度分布は最大2～3時間先までの予測である。このため、上記の判断基準例1において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討してもよい。
--	--

	発令判断の目安
(警戒レベル4) 避難指示	【水位周知河川（尻別川）】 次の1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令することが考えられる。 - 尻別川の俱知安水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である172.04mに到達した場合 - 尻別川の俱知安水位観測所の避難判断水位である171.79mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 - 俱知安水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 - 尻別川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） - 俱知安水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 - 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） - 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。 ※ 発令基準例2については、河川の状態に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※ 発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。

(警戒レベル4) 避難指示	【水位周知河川（俱登山川）】 次の1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1 俱登山川の俱登山川水位観測所が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）である174.64mに到達した場合 2 俱登山川の俱登山川水位観測所が避難判断水位である174.34mを超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 俱登山川水位観測所地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 俱登山川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 俱登山川水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 ※ 発令基準例2については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※ 発令基準例5については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること。 【その他の河川等】 次の1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1 硫黄川の硫黄川水位観測所の危険水位（195.22m）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ① 硫黄川水位観測所地点上流の水位観測所の水位が上昇している場合 ② 硫黄川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル4相当情報[洪水]） ③ 硫黄川水位観測所地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～3に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する ※ 発令基準例1については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法の一つ又は複数選択すること ※ 発令基準例4については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断すること ※ 水位を観測していない場合や基準となる水位の設定ができない場合には、1の水位基準に代わり、上記②又は③を参考に目安とする基準を設定し、河川カメラ画像や水防団からの報告等を活用して発令する 【土砂災害】
--	--

(警戒レベル4) 避難指示	次の1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと） 2 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。 注 上記1～5以外についても、雨量と土砂災害発生との関係に関する知見等に基づき設定が可能な場合は、市町村内の雨量観測地点や土砂災害警戒区域等で既に累加雨量が一定量を超え、その時点以降に降雨の継続が予想される場合も、発令基準として設定してもよい。
--	--

	発令判断の目安
(警戒レベル5) 緊急安全確保	【水位周知河川（尻別川）】 （災害が切迫） 1 尻別川の倶知安水位観測所が、氾濫開始相当（堤防天端高）水位である172.62mに到達した場合 （計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること 【水位周知河川（倶登山川）】 （災害が切迫） 1 倶登山川の倶登山水位観測所の水位が、氾濫開始相当（堤防天端高）水位である176.04mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高に到達している蓋然性が高い場合） 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざる

	をえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） （災害発生を確認） 4 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること 【その他の河川等（硫黄川）】 （災害が切迫） 1 硫黄川の硫黄川水位観測所の水位が堤防高である195.82mに到達した場合 2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。 【土砂災害】 （災害が切迫） 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 （※ 大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） （災害発生を確認） 2 土砂災害の発生が確認された場合 ※ 発令基準例1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
--	--

(7) 避難指示の伝達事項

町（企画広報班）は、避難指示が発令されたときは、次の事項について町民等へ周知し、避難を促す。

- ア 避難先の名称及び所在地
- イ 避難経路
- ウ 避難指示の理由及び内容
- エ 留意事項

- (ア) 避難後の戸締まりをする。
- (イ) 火の元に注意し、ガスの元栓を閉める。
- (ウ) 携帯品は必要最小限にする。
- (エ) 服装はできる限り軽装とし、帽子、雨合羽、防寒用具等を携行する。
- (オ) 家屋の補強、家財道具を安全な場所へ移動する。
- (カ) 危険物を取扱う事業所は、油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置をとる。

(8) 避難指示の伝達方法

町（企画広報班）は、避難指示の伝達を、主に次の手段により実施する。

避難指示の伝達手段	詳細
防災無線による伝達	・ 防災無線により伝達する。
広報車による伝達	・ 広報車及び消防自動車により伝達する。また、必要があるときは、警察のパトロールカー等の出動を要請し伝達する。
ラジオ、テレビ放送による伝達	・ 各報道機関の協力を得て、町民等に伝達する。
電話による伝達	・ 電話により住民組織、官公署及び事業所等に伝達する。
戸別訪問による伝達	・ 上記の手段による伝達が困難なとき、又は必要と認めるときは、戸別訪問により伝達する。 ・ 自主防災組織の連絡責任者は、町の依頼により個別訪問による伝達に協力を行う。

第4 避難方法

(1) 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(2) 移送の方法

ア 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。

イ 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

(3) 小規模な場合の移送（民生班）

近接する避難所への避難にあたっては、避難者は各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難、立退きが困難な場合、町（民生班）が車両又は洪水時等は小型船舶等によって避難する。

(4) 大規模な場合の移送（庶務班・民生班）

町（民生班）は、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を必要とする場合、バス会社等からバスを借り上げ、バス輸送を行う。この場合、出発地、経路、出発時刻等の情報を町民等に周知する。

また、町において避難所の確保、バスの調達等の措置をとることができない場合、町（庶務班）は道に応援を求めて実施する。

(5) 要配慮者への配慮（民生班）（町地域防災計画資料編_資料-20 要配慮者施設関係）

要配慮者の避難は、要配慮者名簿に記載された避難経路、避難方法により行う。

災害の状況により、記載された避難方法による避難が困難な場合は、近隣町民及び自主防災組織等の協力により避難する。

近隣町民及び自主防災組織等の協力による避難が困難な場合は、町（民生班）が車両又は洪水時には小型船舶等を使用して避難を行う。

(6) 町民等の自主的避難

自主防災組織及び町民等は、災害が発生又は発生するおそれがあり、自ら避難の必要を感じたときは、自主的な避難を実施し、その旨町へ連絡する。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 北海道の対策

道は、町における要配慮者対策及び社会福祉施設等の状況を的確に把握し、各種の情報の提供、応援要員の派遣、国、他の都府県、町への応援要請等、広域的な観点から支援に努める。

また、災害時に町において福祉避難所を開設した場合、町の要請に応じて、必要な人材の派遣に努める。

(2) 倶知安町の対策

ア 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

イ 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

ウ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ア) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(イ) 病院への移送

(ウ) 施設等への緊急入所

エ 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

オ 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

カ 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

特に、積雪期における大規模地震災害においては、積雪による通行障害が予想されるため、町は、小樽開発建設部倶知安開発事務所及び小樽建設管理部真狩出張所と協力して、避難路の除雪対策を実施する。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 指定避難所の開設

(町地域防災計画資料編_資料-9 避難所等関係)

- (1) 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (2) 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- (3) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (4) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (5) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- (6) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- (7) 避難所において収容人数を超過することがないよう、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- (8) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (9) 指定避難所の開設及び運営に関する要領は、「俱知安町指定避難所開設・運営マニュアルのとおりとする。

第10 指定避難所の運営管理等

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移

行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、避難所の実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による業務分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- (3) 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

- (4) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (5) 町は、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (6) 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、避難所における家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、市町村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- (7) 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理に努めるものとする。

- (8) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (9) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- (10) 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- (11) 北海道警察は、避難機関等にかんがみて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めることとされている。
- (12) 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (13) 町は、車中泊による避難を受け入れる避難所においては、トイレを確保し、医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについて予め規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
なお、道は、市町村に対する助言・支援に努めるものとする。
- (14) 町は、避難所における食事については、食物アレルギーに配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなどの体制を構築に努めるものとする。
なお、道は、町に対する助言・支援に努めるものとする。
- (15) 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (16) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- (17) 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 広域避難

(1) 広域避難の協議等

市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

市町村は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

ア 市町村は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

イ 道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

ウ 道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

エ 市町村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

ア 道、市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

イ 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第12 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ 道内広域一時滞在中の協議をしようとするときは、町長は、予め後志総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、予め報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ 町長又は知事より、道内広域一時滞在中の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

エ 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

オ 町長は、道内広域一時滞在中の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

カ 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在中の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引

き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

(2) 道外への広域一時滞在

キ 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

ク 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

ケ 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

(3) 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長及び知事等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- (1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- (2) 消防機関、水防団の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- (3) 警察官及び海上保安官
- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- (5) 知事
- (6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- (7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- (1) 町長及びその所轄の下に行動する水防団長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- (2) 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

- (1) 町長(基本法第63条、地方自治法第153条)
町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 消防吏員又は消防団員(消防法第28条・第36条)
火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。
- (3) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者(水防法第21条)
水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官（基本法第 63 条、地方自治法第 153 条、消防法 28 条・36 条、水防法第 21 条）

ア 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第 63 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

警戒区域を設定できる者ならびにその設定の目的及び要件については、次のとおりである。

警戒区域の設定を実施する者	設定の目的及び要件	根拠法令
町 長	町民の生命又は身体に対する危険を防止し、町民の安全を確保するため、必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 6 3 条
警察官・自衛官	町長が現場にいないとき、警戒区域の設定を代行する必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 6 3 条
消防吏員・消防団員	消防、水防活動の実施のため警戒区域の設定の必要があると認めるとき。	消防法第 2 8 条 水防法第 2 1 条

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

(1) 派遣要請権者

ア 知事(後志総合振興局長)

(2) 要請先(指定部隊等の長) 別表参照

(3) 要請手続等

ア 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及びに係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

(ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) 派遣部隊が展開できる場所

(オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ 後志総合振興局長は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。

ウ 町長は、人命の緊急救助に関し、後志総合振興局長に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

但し、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする。

(4) 受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を予め定めておくものとする。

(5) 調整

知事(後志総合振興局長)は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

(6) 経費

ア 次の費用は、派遣部隊の受入側(施設等の管理者、町等)において負担するものとする。

- (ア) 資材費及び機器借上料
- (イ) 電話料及びその施設費
- (ウ) 電気料
- (エ) 水道料
- (オ) くみ取料

イ その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

ウ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 知事等の要請を待つかとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つかとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- (1) 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待つかとまがないと認められること。

第5 自衛隊との連携強化

(1) 総合調整

- ア 知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。
- イ 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

(2) 連絡体制の確立

知事（後志総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、予め要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 連絡調整

知事（後志総合振興局長）、町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待っているとまがない場合にはこの限りではない。

- (1) 住民等の避難等の措置等(警察官職務執行法第4条)
- (2) 他人の土地等への立入(警察官職務執行法第6条第1項)
- (3) 警戒区域の設定等(基本法第63条第3項)
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等(基本法第64条第8項)
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令(基本法第65条第3項)
- (6) 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等(基本法第76条の3第3項)

派遣要請先（指定部隊等の長）

	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
第11旅団地区	第11旅団長	第3部防衛班	札幌市南区真駒内17	011-581-3191 内線2136 (当直2300)	石狩、渡島、檜山、後志、空知の各総合振興局又は振興局	第11旅団地区全域
	北部方面対舟艇対戦車隊長(倶知安駐屯地司令)	運用訓練	虻田郡倶知安町字高砂232-2	0136-22-1195 内線225 (当直302)	後志総合振興局	倶知安町、京極町、喜茂別町、ニセコ町、蘭越町、留寿都村、真狩村

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「本章第4節避難対策計画第11」による。

第1 倶知安町、国、北海道間の応援・受援活動

(1) 倶知安町に対する応援（受援）

ア 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うこととしている。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めることとしている。

イ 応援協定による応援

道内の町において大規模災害等が発生し、被災町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、予め締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

ウ 基本法による応援

- (ア) 被災町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- (イ) 被災町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（後志総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
- (ウ) 知事（後志総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

(2) 協定に基づく応援

町（町長）及び各防災関係機関は、地震などの災害が発生し、救助・救出活動や医療活動、食料や水の供給等の応急対策活動において、応援が必要であると認めるときは、次の協定に基づき、各協定締結先に対して、応援要請を行い、迅速な災害応急対策の実施を図る。

協定名	協定締結先	協定の概要
北海道広域消防相互応援協定 (平成3年4月1日)	道内の市、町 及び 消防の一部事務組合	・陸上応援（消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊） ・航空応援（航空隊による応援）
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (平成20年6月10日)	道及び 道内180市町村	・食料、生活必需品等及びその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療及び防疫等に関する提供 ・災害応急対策活動に必要な職員の派遣
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (平成8年6月25日)	道 道内の市、町、村 及び 消防の一部事務組合	・消防防災業務 ・災害応急対策活動 ・救急活動 ・救助活動 ・火災防御活動 ・その他の防災活動

日本水道協会北海道支部 道央地区協議会 災害時相互応援に関する 協定 (平成11年1月1日)	北海道地方支部 道央地区	・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資機材の提供 ・工事業者の斡旋 ・その他
倶知安町所管公共施設に おける災害時の協力体制 に関する実施協定 (平成17年10月1日)	倶知安町建設業協会	・情報連絡網の構築・共有 ・協力実施体制の構築 ・資機材保有状況の報告 ・施設の災害状況の把握に係る業務対応 ・災害応急対策に係る業務対応
倶知安町内における災害 時の協力体制に関する実 施協定 (平成19年7月19日)	倶知安商店連合会	・情報連絡網の構築・共有 ・協力実施体制の構築・共有 ・災害応急対策に係る業務対応
北海道地方における災害 時の応援に関する申し合 わせ (平成22年5月1日)	北海道開発局	・土木施設等の被害状況の把握 ・二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等) ・その他、局長が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの
災害等の発生時における 倶知安町と北海道エルピ ーガス災害対策協議会の 応急・復旧活動の支援に関 する協定 (平成23年7月27日)	北海道 LP ガス災害 対策協会	・被災場所における LP ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・避難場所等への LP ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ・LP ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模災害現場における LP ガス設備の撤去等の安全対策 ・その他、町が必要とする要請事項
災害時協力協定書 (平成25年8月7日)	一般財団法人 北海道電気保安協会	・公共施設の電力復旧のために必要な貯砂等の応急対策活動 ・公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査 ・その他、必要と認める応急対策活動
倶知安町内の災害時等 における応急対策業務に関 する協定書 (平成26年12月1日)	倶知安電設会	・町有施設の応急処置及び復旧 ・町が必要と認めた業務
災害時における羊蹄・西い ぶり広域連携会議構成市 区町村相互応援に関する 協定 (平成28年6月34日)	蘭越町、ニセコ町、 真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極町、 倶知安町、室蘭市、 登別市、伊達市、豊 浦町、壮瞥町、白老 町、洞爺湖町及び札 幌市南区	・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあつ旋 ・被災者の救出、医療、防疫及び応急復旧に必要な医薬品等の物資並びに資機材の提供又はあつ旋 ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあつ旋 ・救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項
災害発生時における倶知 安町と倶知安町内郵便局 の協力に関する協定 (平成31年3月20日)	倶知安町内郵便局	・緊急車両等としての車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

		・ 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供 ・ 郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ① 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 ④ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ・ 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 ・ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項 ・ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い ・ 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
--	--	--

(3) その他の応援

町（町長）は、その他、次の民間団体等に協力を要請し、迅速な応急対策活動の実施を図る。

協定名	協定締結先	協定の概要
羊蹄山麓地区災害救急医療対策に関する協定	羊蹄医師会	・ 災害医療救助活動
災害時の歯科医療救護活動に関する協定 (平成16年6月23日)	後志歯科医師会	・ 災害歯科医療救護活動

(4) 道から他の都府県に対する応援の要請等

ア 被災町応援職員確保システムによる応援の要請

道において大規模災害が発生し、町及び道、道内による応援職員の派遣だけでは被災町において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災町応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して被災町への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、町及び道は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(5) 道から指定行政機関等に対する応援の要求

道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

(6) 他の都府県等からの応援要求への対応

ア 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生町長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

また、知事は、特に必要があると認められた場合、町長に対し、災害発生町長の応援を求めるものとする。

イ 町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生町長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生町長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第8節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
- (2) 救急・救助活動
 - ア 傷病者、医師等の搬送
 - イ 被災者の救助・救出
- (3) 火災防御活動
 - ア 空中消火
 - イ 消火資機材、人員等の搬送
- (4) その他
ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

- (1) 北海道
北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。
災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や本章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の町へのヘリコプターの応援要請などを行う。
- (2) 北海道開発局、北海道警察
所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。
また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。
- (3) 自衛隊
知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

第5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

(2) 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第1 実施責任

(1) 北海道警察

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

(2) 第一管区海上保安本部

海上における遭難者の救出救助を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

(3) 北海道

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。

また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。

(4) 町（羊蹄山ろく消防組合）

町(救助法を適用された場合を含む。)は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

(1) 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

(2) 安否の確認と要救助者の発見（民生班・企画広報班）

地震などの災害が発生したときは、情報の混乱等により、安否確認に支障をきたすおそれがある。町、各防災関係機関及び自主防災組織等は、正しい情報の収集に努め、安否を確認する。

ア 要配慮者の安否確認

町（民生班）は、災害が発生したときは、要配慮者名簿に基づき、地域住民及び自主防災組織の協力を得て、障がい者・高齢者等の要配慮者の安否を確認する。

大地震等の広域的な災害が発生し、町民が職場、学校等において家族等との連絡・安否確認を行うときは、災害初期の電話輻輳状態の緩和のため災害用伝言ダイヤル171等を利用する。

また、町（企画広報班）は、安否に関する情報を総括し、報道機関や広報紙等により町民等へ情報を提供する。

イ 要救助者の発見

自主防災組織及び町民等は、地域の被害状況を把握し、町民の安否確認を行うとともに、救

救助救出が必要な者の早期発見に努める。救助救出が必要な者が発見された場合は、自主防災組織の連絡責任者は速やかに町、消防、警察等に通報する。

(3) 救助救出活動体制の確立（町・庶務班・民生班・羊蹄山ろく消防組合）

町（民生班）、羊蹄山ろく消防組合は、地震や洪水などの災害が発生し、救助救出活動が必要となったときは、速やかに活動体制を確立し、救助活動等を実施する。

町（町長・庶務班）、羊蹄山ろく消防組合は、十分な救助救出活動が困難であり、周辺の自治体等の応援が必要であると認めるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づいて派遣要請を行い、救助救出を実施する。

倶知安警察署は、被災地域において、生命、身体が危険な状態にあるものを救助救出し、被災規模や範囲に応じて救助隊を編成し、救助救出にあたる。

自主防災組織及び町民等は、救助救出が必要な者を発見した場合は、速やかに町、消防、警察等に通報するとともに、危険の伴わない範囲で自ら救助救出にあたる。

町（町長・庶務班）は、町の状況によって必要があると認めるときは、知事（後志総合振興局）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

(4) 資機材の確保（庶務班）

救助救出に使用する資機材、車両、その他の装備資機材は、町、羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署が所有するものを有効に活用する。

資機材等が不足するときは、資材に関しては町内の販売業者からの購入、機材及び車両に関しては関係機関又は民間業者からの借用等により資機材を確保する。

(5) 同時多数救助救出活動の実施（民生班・羊蹄山ろく消防組合）

災害の規模や被災の範囲により、同時に多数の救助救出活動が必要な場合は、以下の優先原則にのっとり、生命、身体の危険が大きい要救助者から優先的に救助救出を行う。

優先事項	摘要
救命活動の優先	命の危険にさらされている要救助者の優先
重症者優先	重症者の優先
火災現場付近優先	火災現場付近の人命救助・救出の優先
要配慮者の優先	高齢者、身体障がい者、幼児等の要配慮者の優先

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 道の基本方針

- (1) 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMA T）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、道又は市町村が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（D P A T）を派遣する。

- (2) 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMA T）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (4) 救護班及び災害派遣医療チーム（DMA T）の業務内容は、次のとおりとする。

ア トリアージ

イ 傷病者に対する応急処置及び医療

ウ 傷病者の医療機関への搬送支援

エ 災害時に都道府県が設置する S C U（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整

オ 助産救護

カ 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMA T）のみ）

キ 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMA T）のみ）

- (5) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

- (6) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）の業務内容は、次のとおりとする。

ア 傷病者に対する精神科医療

イ 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第2 町の基本方針

町（保健衛生班）及び羊蹄医師会は、被災者が適切な医療措置を受けられるよう、応急医療体制を確立するとともに、被害状況に応じ医療救護所の設置、医療班の派遣及び医薬品等の確保をする。

また、被災者の精神的な動揺や不安の軽減を図るため心のケア対策を実施する。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

対策実施責任	保健衛生班
--------	-------

対策目標	対策内容
------	------

1 日以内 (当初目標)	救護所の設置 傷病者の応急医療	1 救護所の開設 2 医師会等への応援要請 3 医薬品、医療資器材等の支援要請
3 日以降	被災者及び避難者の健康管理	1 健康診断の実施 2 カウンセリングの実施

(1) 倶知安町

- ア 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- イ 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

(2) 応急医療体制の確立（保健衛生班）（町地域防災計画資料編_資料-10 医療関係）

町（保健衛生班）及び羊蹄医師会は、災害の状況、被害の程度に応じて、次のように応急医療体制を確立し、医療・救護活動を実施する。

- ・倶知安厚生病院による応急医療

町（保健衛生班）は、地震などの災害が発生したときは、倶知安厚生病院を拠点とし、各医療機関と協力した医療・救護活動を実施する。

- ・羊蹄医師会による応急医療

羊蹄医師会は、町からの応援要請があったときは、迅速に医療班を派遣するなど、応急医療・救護を実施する。

(3) 医療班の派遣（保健衛生班）

町（町長・保健衛生班）は、被害の状況から必要と認めるときは、羊蹄医師会に対し医療班の派遣を要請する。

羊蹄医師会は、派遣要請を受けたときは迅速に医療班を派遣し、災害現場において円滑な医療・救護活動の実施を図る。

町（町長・保健衛生班）は、災害急性期においては、必要に応じて道に災害派遣医療チーム(DMAT)を要請する。

(4) 医薬品・医療資機材の確保（保健衛生班）

町（保健衛生班）及び羊蹄医師会は、災害時の医薬品、医療資機材の調達を行うときは、町内の医療機関からの一時借入及び町内外の販売業者から購入等により行う。

(5) 医療救護所の設置（保健衛生班）

町（保健衛生班）は地震などの災害が発生し、避難所が開設されたときは、必要に応じて保健所や避難所等に、医療救護所を設置する。

医療救護所では、創傷、打撲、火傷等の負傷者の応急手当及びトリアージ（治療の優先度の判定）を行い、重症と考えられる患者については応急手当後、最寄りの医療機関へ搬送する。

- ア 負傷者の応急手当

- イ トリアージ重症患者の搬送

(6) トリアージ（保健衛生班）

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生したときは、避難指示等が発令され避難所が開設された直後から医療救護所に患者が殺到することが予想される。

このため、医療救護所では、トリアージ（治療の優先度の判定）を実施し、軽傷者に対する手当等を行うとともに、重症と考えられる患者については応急手当後、最寄りの医療機関へ搬送が必要かどうかの判断を行う。

町（保健衛生班）は医療救護所を開設する前に、各医療機関等から空病床数、担当医の数等の

情報収集を行い、救護所を担当する医師・看護師・保健師・救急救命士等を交えて事前協議を行い、医療機関への搬送基準の打合せを行う。

(7) 救急活動及び負傷者の搬送（羊蹄山ろく消防組合）

ア 救急活動及び負傷者の搬送

羊蹄山ろく消防組合は、救急活動及び災害現場から医療機関への負傷者の搬送、避難所等に開設された医療救護所から医療機関への負傷者の搬送を行う。

羊蹄山ろく消防組合は搬送先となる医療機関と密接に連絡をとり、負傷者の受入れが可能なかどうかを確認し、負傷者の搬送を行う。

イ 応援要請（町長・庶務班）

(ア) 広域応援要請

災害の規模により負傷者が多く、羊蹄山ろく消防組合による救急活動がでは不足すると判断されるときは、北海道広域消防相互応援協定に基づき、消防隊、救助隊等の出動要請を行う。

(イ) 消防防災ヘリコプターの出動要請

負傷者の搬送に際し、緊急に広域的搬送が必要と判断されるときは、「本章第14節輸送計画」に基づき、北海道消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、迅速に負傷者の搬送を行う。

ウ メンタルヘルス（心のケア）対策（保健衛生班）

町（保健衛生班）は避難所に災害の状況に応じて、メンタルヘルスの相談窓口を設置し、被災者の精神的な動揺や不安に対して相談に応じ、精神的な負担の軽減を図る。

エ 日本赤十字社北海道支部（倶知安分區）

日本赤十字社北海道支部は、道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。

オ その他の公的医療機関の開設者

医療法第31条の規定による公的医療機関の開設者（上記アを除く。）は、道の要請に基づき、所属医療機関の救護班を派遣し医療救護活動を行う。

カ 北海道医師会（一般社団法人羊蹄医師会）

北海道医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

キ 北海道後志歯科医師会

北海道後志歯科医師会は、道の要請に基づき、救護班を派遣し歯科医療救護活動を行う。

なお、救護班の業務内容は、「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。

(8) 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(9) 倶知安町

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

第3 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町及び道は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

(1) 俱知安町

- ア 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- イ 当該地域を管轄する保健所長の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長及び知事は、次の班等を編成しておくものとする。

(1) 防疫班の編成

- ア 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

第3 感染症の予防

地震や洪水などの災害時には、火災や家屋の浸水又は流出物等に洪水時の浸水による便槽溢水等により衛生状態が悪化し、感染症や食中毒等が発生するおそれがある。

町は、被災地域の範囲や被災状況を迅速に把握するとともに、関係機関と連携して防疫及び食品衛生に関して適切な措置を実施し、被災地域の衛生環境の保全に努める。

(1) 感染症の予防（保健衛生班）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	保健衛生班、俱知安保健所
--------	--------------

対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	消毒・駆除の体制の確立	1 浸水地区等被災地域の把握 2 人員確保、応援要請等、体制の確立 3 薬剤の調達
2日目	浸水地区の消毒の実施	消毒薬剤の配布・散布
3日以降	避難所等の害虫駆除、消毒の実施	1 避難生活の衛生指導 2 消毒薬剤の配布・散布

ア 防疫班の編成

町（保健衛生班）は、被害の状況及び被災地の範囲などの情報収集を行い、防疫活動が必要と認められるときは俱知安保健所と協力して、防疫班を編成し活動を実施する。

【防疫班（1班）の標準的編成例】

衛生技術者	1名
事務職員	1名
作業員	2～3名

イ 資機材の確保

防疫活動に必要な機材は、町所有のものを使用する。機材が不足するときは関係機関及び周辺市町村に対し借用を要請する。

防疫活動に必要な薬品類は、町内の販売業者から購入する。町内の販売業者からの購入が困難な時や不足するときは道に斡旋を要請する。

機材	薬品類
・動力噴霧器 ・背負い式噴霧器 (※原則、使用者の健康被害の恐れのない場所で使用すること。)	① 次亜塩素酸ナトリウム (ミルトンなど) ② 第4級アンモニウム塩 (オスバンなど) ③ 消毒用アルコール ④ 速乾性擦式消毒薬 (ウェルパスなど) ⑤ 次亜塩素酸水等

(2) 防疫活動の実施

ア 被災地の消毒

町 (保健衛生班) は、洪水等により浸水した地域の消毒が必要であると認められるときは、消毒を行う。

家屋	被災直後、各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を散布し、床及び壁の洗浄、トイレの消毒並びに汚染度の強い食品等の廃棄等衛生上の指導を行う。
トイレ 避難所のトイレ 仮設トイレ	石灰酸水、クレゾール水又はホルマリン水をもって拭浄するか散布し、便槽は、か性石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を十分かく拌させ、一週間以上放置した後処理する。 か性石灰末 し尿貯留量の30分の1以上 石灰乳 し尿貯留量の30分の1以上 クロール石灰水
飲料水	給水施設として使用する井戸は、水1m ³ あたり20ccの次亜鉛素酸ソーダ溶液 (10%) を投入し、十分かく拌した後2時間以上放置する。 井戸に汚水が直接入ったような場合、又は病毒に汚染されたおそれ強いときは井戸を使用させない。

イ 検病調査・水質検査及び健康診断

集団生活が行われる避難所や洪水により浸水した地域等で、感染症等の発生が危惧される地域については、俱知安保健所と協力して検病調査及び水質検査並びに健康診断を実施し、感染症を予防する。

避難者に対しては少なくとも一日一回検病調査することとし、調査の結果検便等による健康診断を行う必要がある場合は俱知安保健所に連絡する。

(3) 予防接種

町長は感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

災害の状況等により、疾病の予防のため必要と認められるときは、俱知安保健所長の指導により臨時予防接種を実施する。

臨時予防接種を実施するときは、予防接種の対象者に対し、予防接種の種類、対象、場所、時間等を周知する。

(4) 清潔方法（保健衛生班）

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事は必要に応じ、町長に管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

ア ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定するところによる。

イ し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	保健衛生班
--------	-------

対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	体制の確立	1 被災地域の把握 2 人員確保、応援要請等、体制の確立 3 仮設トイレ等資機材の確保 4 仮設トイレ設置計画の確立
2日目以降	し尿の収集	1 し尿の収集 2 仮設トイレの設置 3 仮設トイレ撤収時期の見極め

(ア) 実施体制の確立

被災地におけるし尿の処理は、町（保健衛生班）が、委託業者と協力して実施する。

町は、被害の状況及び被災地の範囲などの情報収集を行い、通常のし尿収集体制・収集間隔での対応では不十分と考えられる時は、応急実施体制を確立し、し尿収集を行う。臨時のし尿収集を実施するときは、収集を行う地域、日時等を町民等に周知する。

町のみでは処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を要請する。

(イ) 実施方法

し尿の収集は委託業者により収集車を使用して行う。

収集したし尿の処理は、衛生センターで行うが、衛生センターが被災により使用できないときは、近隣市町村へ、し尿処理場使用の要請を行う。

(ウ) 仮設トイレの設置

町は、避難所等が断水によりトイレの使用ができないときなど、仮設トイレの設置が必要と認められる時は、災害の規模や被災地の範囲等を考慮して設置計画を作成し、仮設トイレを設置する。

① 仮設トイレを設置したときは、その旨を対象の町民に周知する。

② 仮設トイレの汲取りは、適時行い、衛生環境に配慮する。

③ 仮設トイレは、周辺地域の上下水道の復旧状況を考慮して、必要のなくなった地域から適宜撤去する。

(5) 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(6) ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

町（保健衛生班）は、洪水等により浸水した地域のねずみ及び昆虫等の駆除が必要であると認められるとき、又は、俱知安保健所長の指示があったときは、速やかに駆除を実施する。

(7) 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望しい。

(8) 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

俱知安保健所は、被災した地域において感染症が発生し、そのまん延を防止するために必要と認められるときは、患者又は保護者に対する指定医療機関への入院勧告や、町に対する感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示等の措置を講ずる。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 健康調査等

指定避難所避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

(2) 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

(5) 食品衛生管理（保健衛生班）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任		保健衛生班
対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	食品衛生管理体制の確立	1 被災地域の把握 2 人員確保、応援要請等、体制の確立 3 炊出し場所、給食施設等の把握・指導
2日目	食中毒の予防活動開始	1 調理従事者への衛生指導 2 町民等への広報活動
3日以降	飲食店等の営業再開に向けての対応	営業許可事務

ア 食品衛生管理の実施

町（保健衛生班）は、災害時に行われる炊出しや弁当等の食料の供給等による食中毒の発生を防止するため、俱知安保健所と協力して、調理従事者への衛生指導、町民等への広報活動等を実施する。

(ア) 炊出し・給食の施設

町（保健衛生班）は、災害時における炊出し・弁当等の食料の供給に際し、その施設の実態を把握するとともに衛生指導を行い、食品衛生の確保に努める。

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器及び調理器具の洗浄、消毒
- ③ 給食従事者の健康診断
- ④ 賄材料、食品の検査

(イ) 営業施設

町（保健衛生班）は、営業施設の被災状況を把握し、俱知安保健所とともに被災施設の衛生状況の検査等を行い、食品衛生の確保に努める。

- ① 洪水等により浸水した営業施設の清掃及び消毒
- ② 使用水の衛生管理
- ③ 汚水により汚染された食品の廃棄
- ④ 腐敗、変質した食品の廃棄

(ウ) 町民への広報活動（企画広報班）

町（企画広報班）は、町民等に対し、以下の広報活動を行い、家庭における食品衛生の確保を図る。

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器及び調理器具の洗浄、消毒
- ③ 汚染された食品、腐敗した食品の廃棄
- ④ 台所、冷蔵庫の清掃、消毒

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うこととしている。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行うこととしている。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、北海道警察が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

倶知安警察署は、地震などの災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、早期に警備体制をとり、町民等の生命、身体及び財産の保護と社会秩序の維持を図る。

倶知安警察署は、町及び各防災関係機関と連携をとり、警備諸対策を実施する。

第1 防犯対策計画

町（民生班）は、倶知安警察等の災害警備に協力し、町民生活の安全を守るため防犯対策に努める。

- （１）避難地域における防犯のための広報
- （２）避難地域における自主防災組織の防犯パトロール等に対する支援

第2 災害警備体制の確立

倶知安警察署は、地震などの災害が発生したときは、災害の状況に応じて災害警備本部等を設置し、災害警備体制の確立を図る。

第3 警察の任務

倶知安警察署は、地震や洪水などの災害が発生又は発生するおそれがあるときは、災害の発生を防ぎ、災害の拡大を防止するために町民等の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、町民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持を図ることを任務とする。

第4 警察の実施する応急対策

倶知安警察署は、以下のような災害警備に関する応急対策を実施する。町（庶務班）は倶知安警察署と密に連絡をとり、警察活動に協力して地域の安全確保を図る。

- （１）災害情報の収集・伝達
倶知安警察署は、町及び各防災関係機関と連携し、迅速に災害情報を収集し、応急対策活動の円滑な実施を図る。
- （２）避難指示等
倶知安警察署は、町長（災害対策本部長）が指示することができないとき、又は町長（災害対策本部長）から要求があったときは、災害対策基本法第61条に基づき、町民等に対して避難の指示等を実施し、防災計画に定める避難先を町民等に指示する。
- （３）交通整理の実施
倶知安警察署は、地震などの災害が発生したときには、避難活動や消火・救助活動などにより交通量が増えるとともに、停電による信号の停止や道路の被災による渋滞の発生が予想されるため、倶知安地区警備業連絡協議会と協力し、交通整理を実施し、道路の緊急輸送の確保を図る。
- （４）防犯パトロール・広報
倶知安警察署は、住宅街及び商店街等におけるパトロールを実施し、犯罪の予防及び取締りを実施する。また、町民等に対し、交通規制や犯罪の防止に関する広報を実施する。
- （５）救助・救出活動の実施
倶知安警察署は、町及び医療機関などの各関係機関の協力を得て、被災者の救助・救出活動を行うとともに、遺体の検視（見分）等にあたる。

第5 北海道警察

北海道警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

(1) 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

(2) 応急対策の実施

ア 災害警備活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

イ 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

ウ 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

エ 防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、予め道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

（1）北海道公安委員会（北海道警察）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

（2）北海道開発局

国道及び高速道路（直轄区間）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図ることとされている。

（3）北海道

ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めることとされている。

イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努めることとされている。

ウ 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとすることとされている。

（4）町（建設班）・羊蹄山ろく消防組合

ア 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支

障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

ウ 消防吏員は、アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(5) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

ア 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。

イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。

ウ 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会(北海道警察)は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間

イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点

ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

ア 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。

イ 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

(4) 安全確保のための交通規制(土木班)

地震や洪水等の災害により道路施設が被災、又は被災のおそれがある場合、その通行を禁止又は制限し、道路交通の安全を確保する。

町(土木班)、小樽開発建設部倶知安開発事務所及び小樽建設管理部真狩出張所等の道路管理者は、道路が被災した場合は、道路の啓開に努めるとともに、その通行を禁止又は制限し、迂回路等を的確に設定する。

倶知安警察署は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要と認められる時は、道路通行を禁止又は制限する。

交通規制を行ったときは、各道路管理者、倶知安警察署は相互に連絡するとともに、適切な方法で町民等に周知する。

ア 交通の危険を防止するため、必要があると認められる場合

イ 被災道路の応急対策のため、必要があると認められる場合

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

ア 知事(後志総合振興局長)又は北海道公安委員会(北海道警察)は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

イ 確認場所

ウ 緊急通行車両の確認は、北海道(後志総合振興局)又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両に「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

エ 緊急通行車両

(ア) 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- ① 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ② 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ③ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ⑥ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ⑧ 緊急輸送の確保に関する事項
- ⑨ その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(ウ) 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

(3) 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

ア 確認手続

(ア) 北海道公安委員会(北海道警察)は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

(イ) 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

(ウ) 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用若しくは種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

イ 事前届出制度

(ア) 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- ① 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- ② 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- ③ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ④ 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

(4) 放置車両対策

ア 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ 道は、道路管理者である指定都市以外の町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 交通規制の実施（土木班）

ア 情報の収集

町（土木班）、道路管理者及び倶知安警察署は相互に連携し、関係機関の協力を得て被災状況の収集を行う。

- ① 被災により通行不能となった道路及び区間名
- ② 迂回路を設定できるときは、その路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

イ 規制の実施

町（土木班）、道路管理者及び倶知安警察署は次の方法より交通規制を実施する。

(ア) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する

(イ) 緊急を要し道路標識等の設置が困難なときは、現場警察官の指示により規制を行う。

ウ 規制情報の広報（庶務班・企画広報班）

町（土木班）及び倶知安警察署は規制を行った場合、町（庶務班）及び道路管理者に報告する。町（庶務班・企画広報班）は道路規制情報を関係機関に通知するとともに、報道機関その他適切な広報手段を通じて町民等及び応急対策従事者に周知する。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとされている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

ア 対象地域

町内全域

イ 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

ア 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地(札幌市)、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、空港、地方港湾(耐震強化岸壁を有するもの)、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路(道路延長7,245 km)

イ 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾(耐震強化岸壁を有するものを除く)、第3種漁港、第4種漁港(耐震強化岸壁を有するもの)、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等)を連絡する道路(道路延長3,831 km)

ウ 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路(道路延長295 km)

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町、国及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 緊急輸送の対象

災害時の緊急輸送は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に輸送するものとし、その対象は概ね次のとおりとする。

- (1) 消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び資機材の輸送
- (2) 救助・救出、医療活動の従事者及び血液・医薬品等の輸送
- (3) 医療機関への負傷者等の搬送
- (4) 被災地外への傷病者の搬送
- (5) 食料、水、衣料等の生活必需品の輸送
- (6) 公共施設（道路、橋梁）やライフライン等の応急復旧及び交通規制に必要な人員・物資の輸送

第2 緊急輸送体制の確立（庶務班）

（町地域防災計画資料編_資料－15 機械・車両関係）

町（庶務班）は、輸送・交通施設の被害状況、復旧状況及び必要輸送物資量などの情報を収集し、状況に応じて人員、機材等必要な緊急輸送体制を確立する。

（1）緊急輸送路の確保（土木班）

町（土木班）、小樽開発建設部俱知安開発事務所、小樽建設管理部真狩出張所等の道路管理者は、緊急輸送路に指定された路線の被害情報を収集し、啓開が必要な緊急輸送路線を把握する。また、町は、緊急輸送路の状況について、町民等からの通報による情報を各道路管理者に提供する。

緊急輸送路を所管する各道路管理者は、啓開等を実施し、緊急輸送路線の通行を確保する。道路啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を定め、次により道路啓開を実施する。

ア 障害物の除去

イ 緊急輸送路・緊急交通路等の優先的な応急復旧

なお、地震時に通行を確保すべき道路図は町地域防災計画資料編：資料-9に掲載する。

（2）車両の確保（庶務班）

町が応急対策実施上必要とする車両は、原則として町保有車両を使用する。

町保有車両が不足し、又は調達不能のため輸送が不可能となった場合は、町（庶務班）は、次により民間業者又は関係機関等に対し調達の要請をし、輸送力を確保する。

民間業者への依頼	町内の自家用及びバス会社等営業用車両の保有者に対して協力を依頼し、災害の程度に応じて出動の要請を行う。
道への要請	町内で調達が不可能な場合は、道に対して調達の要請を行う。

第3 ヘリコプター等による航空輸送の確保

(町地域防災計画資料編_資料-11 ヘリポート)

町(町長・庶務班)は、災害時において車両輸送が困難又は不相当と判断したときは、道(防災航空室)に対しヘリコプターの出動を要請する。

要請を受けた道は、ヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等を運航し円滑な緊急輸送の確保を図る。

第4 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社
鉄道又はこれに関連する自動車による輸送を実施する。
- (2) 日本通運株式会社札幌支店
自動車による輸送を実施する。
- (3) 北海道バス協会、北海道トラック協会、運送事業者等
北海道運輸局長からの要請又は災害事態が急迫し、北海道運輸局長からの輸送の措置を待ついとまのない場合において、知事から要請のあったとき、緊急輸送を実施する。

第5 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

- (1) 北海道運輸局
ア 陸上輸送
災害応急対策実施責任者の要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉を維持するため必要があり、かつその輸送を実施する者がいない場合、又は、著しく不足する場合は、一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講ずる。
- (2) 運送事業者等
鉄道事業者及び自動車運送事業者は、天災事変その他止むを得ない理由により輸送に着手し、又はこれを継続することができない場合を除き、災害応急対策実施責任者の輸送に協力するものとする。

第6 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

- (1) 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送
国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。
- (2) 要請により運送事業者が行う災害時輸送
輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。
なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

町は、地震などの災害が発生、又は災害が発生するおそれがあり、食料の確保が困難となった町民等に対し、食料の供給を行う。

町は、避難所への避難者には、町防災備蓄計画により行政備蓄した品目を配布し、それ以外の被災者等に対し、流通備蓄及び国等からの支援により、パンや弁当等の食料を確保し、配布する。

また、食料が不足する場合は、指定避難所等で炊出しを実施する。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第1 食料供給の基本方針（町地域防災計画資料編資料-14 物資調達関係）

災害発生後から3日間の食料は、原則として町民による家庭内備蓄により行う。

被災により家庭内備蓄食料が使用できないとき、又は避難等により家庭内食料の持出しができなかった場合は、町等が供給する。2日目以降については、町等の供給に加えて国等の支援・救援物資により供給し、可能な限り平常時食べ慣れている食料の確保を図る。

	供給項目	品 目
災害発生後 1日間	・家庭内備蓄食料 ・地域内備蓄・事業者内備蓄 ・行政・流通備蓄 ・町が町内外販売業者から緊急調達する食料	(1) 乾パン等 (2) インスタント食品 (3) 弁当類 (4) その他の食品 (5) 飲料水（ペットボトル等）
災害発生後 2日目以降	・家庭内備蓄食料 ・行政・流通備蓄 ・地域内備蓄・事業者内備蓄 ・町が町内外販売業者から緊急調達する食料 ・炊き出し ・国や道からの支援物資 ・全国各地からの救援物資等	(1) 米穀 (2) 乾パン (3) おにぎり、パン (4) 弁当類 (5) その他、暖かく食べやすい食品 (6) 飲料水（ペットボトル等）

※ 乳幼児や高齢者に対しては、アレルギー等に配慮し、粉ミルクや軟らかく食べやすい食品を用意する。

第2 供給の対象及び期間（避難所班）

災害時における応急的な食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 避難指示等に基づき避難場所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事が不可能な者
- (3) 旅行者、町内通過者などで、他に食料を得る手段のない者
- (4) 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- (5) 災害応急活動従事者

町（避難所班）は、原則として避難所が開設された直後から廃止されるまでの期間内で、避難者に対して食料の供給を実施する。

第3 食料の配布

(1) 供給計画の作成（避難所班）

町（避難所班）は、以下の項目について情報収集を行い、食料供給計画を作成する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、福祉機関等の状況

(2) 供給計画の広報（企画広報班・避難所班）

町（避難所班）は食料の供給に際し、食料供給計画を町（企画広報班）へ連絡する。町（企画広報班）は食料供給の場所・時間について報道機関、広報車、掲示板、広報紙等により、事前に町民等へ周知する。

(3) 食料の配給

被災者に対する食糧の配給は、必要に応じ他の対策班の応援を受け、避難所班が次の通り行う。

- ア 配給は、原則として指定避難所において行う。
- イ 自宅等に残留する被災者に対しては、最寄りの指定避難所において配給する。
- ウ 被災者に対する配給は、住民組織等（町内会・自治体、自主防災組織等）の協力を得て、公平かつ円滑に実施できるよう配慮する。

(4) 購入による調達（避難所班）

町は食料の供給を行う時は、町内外の販売業者（協定締結業者を含む。）から購入し物資を確保する。

町（避難所班）は作成した供給計画をもとに、町（商工班）に食品名及び必要量を連絡する。

町（商工班）は町内外業者から食料品を購入し、町（避難所班）に引渡しを行う。

(5) 道への要請（庶務班）

ア 主食

町（庶務班）は、食料の供給に用いる応急用米穀を購入により調達できないときは、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請し、知事の指示に基づいて農林水産省農産局長又はその他から食料を調達する。

イ 副食・調味料

町（庶務班）は、食料の供給に用いる副食、調味料等を購入により調達できないときは、その確保について、後志総合振興局長を通じて知事にその斡旋を要請する。

第4 炊出し（避難所班・給食班）

(1) 実施場所

町（民生班）が行う炊出しの実施箇所は、町の開設する指定避難所又は炊出しが必要と認める場所とする。

- ア 学校給食センター（使用可能になった場合）
- イ 指定避難所等
- ウ 臨時炊き出し場所の設営

(2) 実施要領

ア 現場責任者の任務

炊き出しを実施する場合、避難所班が指揮・監督に当たるものとし、避難所班員が不足する場合は、庶務班へ増員を要請する。

イ 炊き出しの方法

炊き出しは、日本赤十字社北海道支部倶知安分区、倶知安日赤奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て、町の給食施設又は臨時炊き出し場所等を利用して行うものとし、炊き出し機器は、町からの貸し出し又は持ち込みとする。

なお、町において炊き出しすることが困難で、町内等の弁当業者等に発注することが実情に即すると認められるときは、当該業者等を利用する。

また、必要に応じて後志総合振興局長に対して自衛隊の派遣要請の依頼及び民間の移動式厨房車両等（100人規模以上のキッチンカー）を要請する。

ウ 炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次によりその状況を記録しておく。

（ア）炊き出し給与状況（町地域防災計画資料編_資料-14）

（イ）炊き出し等による食品給与物品受払簿（救助種目別物資受払簿）（町地域防災計画資料編_資料-14）

第5 要配慮者への配慮（民生班）

町（民生班）は、社会福祉協議会と協力し、食料の供給にあたっては、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮する。

- （1）柔らかく食べやすい食事の供給
- （2）乳児食・ミルク等の供給
- （3）配布方法に関する措置

第6 実施責任

- （1）倶知安町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

- （2）北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図ることとされている。

- （3）北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施することとされている。

第7 食料の供給

(1) 倶知安町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について後志総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、後志総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるような十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請することとされている。

また、道は、支援物資を要する際に無償・有償の区分を明確化するとともに、被災市町村への提供にあたっては、事前に経費負担の有無を明示することとされている。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号農林水産省総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示することとされている。

(3) 北海道農政事務所及び北海道森林管理局後志森林管理署

道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施することとされている。

第8 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「本章第14節輸送計画」及び「本章第32節労務供給計画」により措置するものとする。

(参考)

災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例（「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」抄）

（1）災害救助用米穀の引渡し体制整備

- ア 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する町長又は知事からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応することとされている。
- （ア）災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合
- （イ）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合
 - イ アの具体的な内容は、次のとおりとする。
- （ア）農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。
- （イ）知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。
- （ウ）イの米穀を販売する価格は、原則として農産局長が別途定める。
- （エ）代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。
 - ① （ア）の場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - ② 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - ③ 自衛隊の派遣が行われていること。
 - ④ 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。
 - ⑤ （イ）の場合は、3か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

（2）災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行うこととされている。

- ア 農産局長は、災害救助用米穀を町長又は知事の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4-23により契約を締結する。
- イ 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- ウ 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、ア及びイの規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式4-23）により契約を締結するものとする。

※具体的な事務手続については、「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について（平成29年4月13日付け29政統第81号農林水産省政策統括官付貿易業務課長通知）」による。

第 9 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

(1) 災害救助用米穀の引渡要請

- ア 町長又は知事は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領第 4 章 I 第 11 の 1 の (1) に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農産局長に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- イ 具体的には、町又は都道府県担当者は、農産局貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- ウ 上記 (1) の場合にあつて、町長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、町担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- エ 貿易業務課担当者は、町又は都道府県担当者から要請書の送付があつた場合、北海道農政事務所の担当者に対し、要請書の写しを送付する。
- オ この他、町長又は知事は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地の状況その他の事情により町又は都道府県担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2) 又は (3) の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合に置いて、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

(1) 俱知安町

給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

ア 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

イ 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

ウ 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

町は、給水に必要な給水資機材を確保し、迅速な応急給水活動の実施を図る。町は給水車のほか、散水車、羊蹄山ろく消防組合の消防用車両等を使用する。

(2) 北海道

町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う。

第2 水源の確保（水道班）

町は、常時から各家庭が3日程度の飲用水を家庭内備蓄するよう指導する。

導水排水管の全部又は大部分が破損し、利用できない場合の給水は次の水源施設から取水する。

取水場所	取水可能水量（日）
高砂配水池水系	7, 520m ³
比羅夫送配水調整池水系	3, 490m ³

(1) 応急給水体制の確立

ア 情報の収集（水道班）

(ア) 災害拠点病院(俱知安厚生病院)及び避難所として指定されている施設から優先的に給水する。

(イ) 避難所として指定されている施設から優先的に給水できるかどうかを確認する。

(ウ) 水源施設が使用できるかどうかの確認を行う。

(エ) 町内を巡回し、水道管の大きな被害がないか、また断水地区の調査を行う。

イ 応急給水計画の作成及び広報（水道班・企画広報班）

被害の状況、避難所の状況及び断水地区の状況から、応急給水計画を作成する。

町は、以下の項目について情報収集を行い、応急給水計画を作成する。

（ア）給水が必要な地域及び場所

（イ）使用する水源施設

（ウ）給水の方法

（エ）給水車の巡回スケジュール

町は、災害時の応急給水に際し、給水場所・時間について報道機関、広報車等により町民等へ周知する。

第3 給水の実施

（1）給水の方法

ア 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

イ 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

ウ 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

（2）応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

ア 応援要請

（ア）日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会（水道班）

応援協定に基づき飲用水の供給に要する給水資機材及び要員の応援を要請する。

（イ）後志地区水道協議会（水道班）

飲用水の供給に要する給水資機材及び要員の応援を要請する。

（ウ）自衛隊（町長・庶務班）

飲用水の供給に要する給水資機材及び要員の応援を要求する。災害の状況により浄水装置を要請する。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災町に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

(3) 応急給水の実施

町は、次に示す方法により、災害時の応急給水を行う。

項 目	給水の区分	給水の方法
給 水 (飲料水)	搬送給水	・給水車両による給水 ・ポリタンクによる給水
	仮設給水栓による給水	・特定地域の水道施設が破損して使用できないときは、取水可能な消火栓に仮設給水栓を取り付けて給水する。
	他の自治体・自衛隊による給水	・日本水道協会北海道地方支部道央地区協議会等及び自衛隊への応援要請に基づく搬送給水により実施する。 ・搬送その他の方法による給水が困難であるために浄水装置を使用するときは、遊離残留塩素濃度が0.2mg/L以上になるよう消毒して給水する。

ア 搬送給水の方法

(ア) 給水車による給水（水道班・土木班・羊蹄山ろく消防組合）

給水車、散水車、消防用車両等を使用して水源施設から取水し、被災地域に搬送して給水を行う。

給水車両等はタンク内の清掃を行い、遊離残留塩素濃度が 0.1mg/L 以上になるように消毒し、衛生に十分に配慮する。

(イ) ポリタンクによる給水（水道班・庶務班）

給水車等による給水を行ってもなお飲用水不足している地域に対しては、ポリタンクによる給水を行う。

このとき使用する車両は、原則として町保有車両を使用するが、町保有車両では不足する場合は、「本章第14節 輸送計画」により町（庶務班）が民間業者又は関係機関等に対し車両調達を要請し、輸送力を確保する。

(ウ) ポリパックの配布（水道班）

給水車両及びポリタンクによる給水を実施する場合は、ポリパックを携行し、給水を受ける容器が不足するときは、ポリパックを配布する。

イ ペットボトル入飲用水の配給（民生班）

給水車両による給水及びポリタンクによる給水が出来ないときは、その旨を町長に報告する。

町長は、町民等の健康維持のために応援要請による給水実施までの間に緊急に飲用水が必要であると判断したときは、町（民生班）に対してペットボトル入飲用水の配給を指示する。

町（商工班）は、「本章第15節第7項 食料の供給」の計画に準じて、ペットボトル入飲用水を購入する。

(4) 要配慮者への配慮（水道班・民生班）

町（水道班）は、町（民生班）及び社会福祉協議会と協力し、給水活動にあたっては、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に配慮する。

(5) 災害拠点病院への給水（水道班）

町は、災害時において災害拠点病院が断水した場合は、その機能維持のため、優先的に給水する。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 俱知安町

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

ア 物資の調達、輸送

(ア) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(イ) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

(ウ) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

イ 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(ア) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(イ) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

(2) 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

第2 実施の方法

(1) 町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

ア 供給の対象者

災害時における応急的な生活必需品供給の対象者は、概ね次のとおりとする。

(ア) 住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者

(イ) 被服等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者

(ウ) その他町長が必要と認めた者

イ 供給品目

町が供給する生活必需物資の品目は、概ね次のとおりであり、この中から必要な物資を供給する。

町長が、被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、概ね次のとおりとし、被災状況及び物資調達の状況等から給与又は貸与する物資を決定する。

なお、給与又は貸与する物資は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮しながら行う。

- (ア) 寝具（毛布、布団、タオルケット等）
- (イ) 外衣（洋服、作業着、子供服）
- (ウ) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (エ) 身の回り品（タオル、手拭き、靴下、傘等）
- (オ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (カ) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (キ) 日用品（石けん、チリ紙、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品等）
- (ク) 光熱材料（マッチ、ロウソク等）
- (ケ) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

- (2) 知事は町長等の要請に基づき必要物資の斡旋、調達を行うもので、災害の態様、交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずることとされている。

第3 生活必需物資の確保

- (1) 災害応急対策実施責任者は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。
- (2) 知事は、生活必需品の供給の確保を図るため、卸売組合、協同組合、主要関係業界等（以下、「関係団体」という。）に対し、物資確保のための協力要請又は斡旋依頼を行うこととされている。
また、関係団体と協定を結ぶなど、応急生活物資の調達と輸送及び生活物資の安定供給体制の確立を図ることとされている。
- (3) 知事及び北海道経済産業局長は、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で供給するよう指導するとともに、知事は、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認めるときは、基本法第71条第1項の規定に基づく保管命令又は収用処分により必要数量を確保することとされている。
- (4) 知事は、国、関係市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表することとされている。

(5) 生活必需品の確保

ア 供給計画の作成（避難所班）

町（避難所班）は、以下の項目について情報収集を行い、生活必需物資供給計画を作成する。

- (ア) 被災者や避難所の状況
- (イ) 被災者個々の状況の適した物資の配布
- イ 供給計画の広報（企画広報班・避難所班）

町（避難所班）は生活必需物資の供給に際し、供給計画を町（企画広報班）に連絡する。町（企画広報班）は生活必需物資の供給の場所・時間について報道機関、広報車、掲示板、広報紙等により、事前に町民等へ周知する。

ウ 供給物資の確保（避難所班・商工班）

町（民生班）は生活必需物資の供給を行う時は、町内外の販売業者から購入して物資を確保する。

町（避難所班）は作成した供給計画をもとに、町（商工班）に物資名及び必要量を連絡する。

町（商工班）は町内外業者から必要物資を購入し、町（避難所班）に物資を引渡す。

(6) 供給の実施（避難所班）

町（避難所班）は、生活必需物資を必要とする者に対し、被害状況及び家族構成に応じて生活必需物資を供与又は貸与する。

(7) 要配慮者への配慮（民生班）

町（民生班）は、社会福祉協議会と協力し、生活必需品の供給にあたっては、幼児、高齢者及び障がい者等の要配慮者に可能な限り配慮する。

ア 配布方法に関する措置

イ 被災者個々の状況の適した物資の配布

第4 日本赤十字社北海道支部（倶知安分区）における災害救援物資の備蓄

(1) 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- ・毛布
- ・緊急セット
- ・拠点用日用品セット
- ・安眠セット

(2) 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」により予め地区に備蓄するものとする。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

（1）倶知安町

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

ウ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

（2）北海道

知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、災害時に優先的に燃料供給が行われるべき重要な施設として道が指定する施設（以下本節において「重要施設」という。）の管理者又は市町村長等からの要請に基づき、北海道石油業協同組合連合会に対し、重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行うこととしている。

また、市町村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うとともに、石油の備蓄の確保に関する法律の規定に基づく経済産業大臣からの勧告がなされた場合、石油連盟に対し、道が指定する重要施設への円滑な供給が行われるよう要請を行うこととしている。

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第3 平常時の取組

町は、重要施設の燃料タンクの規格など必要な情報を整理し、北海道石油業協同組合連合会及び石油連盟と共有するとともに、重要施設管理者や町担当者に対して、災害時の燃料供給の要請窓口や手順等を周知する。

また、町は、関係団体等と協力して、町民及び重要施設等に対し、車輛や施設等の燃料を日頃から満量としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

北海道経済産業局は、陸上自衛隊北部方面隊と連携し、関係機関の協力を得て、災害時における燃料供給のノウハウの更なる拡充等を図るための合同訓練を実施するものとする。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

北海道電力株式会社は、地震などの災害が発生したときは、防災業務計画に基づき、被害情報の収集を実施するとともに、二次災害の防止と電力施設の応急復旧活動を実施する。

第1 電力施設の応急復旧活動（北海道電力株式会社）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	北海道電力
--------	-------

対策目標		対策内容
2日以内 (当初目標)	被害状況の把握 緊急措置 復旧活動体制の確立	1 電力施設を点検し、被害状況を把握する。 2 被害が軽微な箇所に関して緊急措置を行う。 3 病院、避難所、行政機関等の重要施設に4 優先的に応急送電を開始する。 5 復旧方針（優先箇所、復旧時期の目標）を 策定する。
4日目まで (短期目標)	応急送電の実施	一般公共施設への応急送電を開始する
4日目以降	復旧作業の開始	復旧作業を開始する。

（1）応急活動体制の確立

北海道電力株式会社は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急活動体制を確立し、被害の拡大防止、緊急措置、応急復旧活動を実施する。

（2）被害状況及び復旧状況の伝達（庶務班・企画広報班）

北海道電力株式会社は、被災の状況及び被災範囲等について調査及びとりまとめを行い、停電の状況、復旧の見込み等の広報活動を独自に行い、町民の不安解消を図る。

また、被害や応急復旧状況は町（庶務班）へ連絡を行い、報告を受けた町（庶務班）は、町（企画広報班）を通して報道機関や広報紙等により町民等へ情報を提供する。

（3）復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

北海道電力株式会社は、電力施設の応急復旧にあたり、資機材や人員が不足するときは、防災業務計画に基づいて応援派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動を実施する。

（4）施設の復旧優先順位

北海道電力株式会社は、医療・福祉、避難所及び消防用施設等への優先的な応急送電に努める。

第2 電力施設の状況

(1) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

- ア 水力発電設備
- イ 火力発電設備
- ウ 原子力発電設備
- エ 地熱発電設備
- オ 変電設備
- カ 送電設備
- キ 配電設備
- ク 通信設備

(2) 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社の施設の状況は、次のとおりである。

- ア 水力発電設備
- イ 送変電設備
- ウ 通信設備

第3 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発送変電ネットワーク株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずるものとする。

ア 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

イ 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡するものとする。

また、北海道災害対策本部が設置された場合は、すみやかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行う。

ウ 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

エ 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関を通じて、すみやかに一般公衆に周知を図るものとする。

オ 要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（後志総合振興局長）に要請するものとする。

カ 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

キ 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所及び電源開発送変電ネットワーク株式会社

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策についての計画は、次のとおりである。

第1 ガス施設応急復旧体制

LPガス事業者は、災害時において被害状況を早急に把握し、二次災害の防止に努める。

また、LPガス販売事業者、保安機関、容器検査所等の相互協力体制を確立し、一般家庭、避難場所、公共施設や老人ホーム等におけるLPガス設備の安全総点検を実施する。

第2 倶知安町

風水害時には、LPガスの埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。更に、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、町は、LPガス事業者等による諸活動に対して必要に応じて支援を図るとともに、住民の苦情、相談等に対して道及びLPガス事業者等と連携した対応を図る。

(1) 災害発生時の対策

災害によりガス施設に被害が発生した場合、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定のほか、倶知安警察署、羊蹄山ろく消防組合（倶知安消防署）と連携を密にし、二次災害の防止に努めるほか、LPガス事業者等に対する協力体制を確立する。

(2) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

ア 予め通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。

ウ 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び倶知安消防署に連絡すること。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

町は、地震などの災害が発生したときは、被害情報を収集するとともに、二次災害の防止と上下水道施設の応急復旧活動を実施する。

第1 上下水道施設の復旧（水道班・下水班）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	水道班・下水班
--------	---------

対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	被害状況の把握 緊急措置 復旧活動体制の確立	1 上下水道施設を点検し、被害状況を把握する。 2 被害が軽微な箇所に関して緊急措置を行う。 3 復旧方針（優先箇所、復旧時期の目標）を策定する。 4 水道業者への応援要請を行う。
2週間まで (短期目標)	応急復旧作業の実施 代替措置	1 復旧作業を行う。 2 給水活動、仮設給水栓の設置を行う。
2週間以降	本復旧の開始	本復旧の開始

（1）応急活動体制の確立

町（水道班・下水班）は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、町内水道工事店等の協力を求めて、応急活動体制を確立する。

（2）被害拡大の防止

町（水道班・下水班）は、洪水等の災害により、上下水道施設が被災するおそれがあるときは、適宜被害を最小にするための措置をとるとともに、施設が破損した場合は衛生被害が発生しないよう適切な措置をとる。

（3）被害情報の収集

町（水道班・下水班）は、上下水道施設の被害を調査し、庶務班に報告するとともに、被災状況及び被災の範囲等により復旧方針及び必要な場合は給水計画を作成する。

（4）復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施

町（水道班・下水班）は、上下水道施設の応急復旧にあたり、資機材や人員が不足するときは、災害時相互応援に関する協定等に基づき、復旧用資機材や人員等の派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動の実施を図る。

（5）施設の復旧優先順位

町は、医療・福祉、避難所及び消防用施設等の施設の優先的な応急復旧に努める。

（6）被害状況及び復旧状況の広報（庶務班・企画広報班）

町（水道班・下水班）は、被害状況及び応急復旧状況について町（庶務班）へ報告する。報告を受けた町（庶務班）は、町（企画広報班）を通して、報道機関や広報紙等により町民等に情報を提供する。

第2 上水道

(1) 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

町(水道班)は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第3 下水道

(1) 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、下水道管理者は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- ア 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- イ 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- ウ 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- エ 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- オ 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- カ 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

町(下水班)は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設(以下「土木施設」という。)の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地滑り
土石流
崖崩れ
火山噴火
落雷

(2) 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤
砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
ダム等えん堤の流失及び決壊
ダム貯水池の流木等の堆積
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

(1) 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

(2) 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

ア 応急措置の準備

(ア) 所管の施設につき、予め防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

(イ) 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

イ 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

ウ 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

第3 河川施設の応急対策

河川管理者である町及び小樽建設管理部真狩出張所は、地震や洪水などの災害が発生又は発生するおそれがあるときは、被害情報を収集するとともに、応急対策又は復旧活動を実施し、河川施設の保全を図る。

特に出水期において地震等により河川堤防が大きな被害を受けた場合は、洪水等による二次災害が懸念されるため、早急な復旧作業を行う。

(1) 河川施設の応急復旧活動（土木班）

洪水時等の対策実施目標

対策実施責任	道管理河川：小樽建設管理部真狩出張所 町管理河川：土木班
--------	---------------------------------

対策目標		対策内容
3日以内 (当初目標)	被害状況の把握 緊急措置 復旧活動体制の確立	1 河川施設（堤防・樋門等）を巡回点検し、 2 被害状況を把握する。 3 被害箇所の調査を行い、復旧工法を決定する。 4 復旧方針（優先箇所、復旧時期の目標）を策定する。 5 土木事業者への応援要請を行う。
1週間以内 (短期目標)	応急復旧作業の実施	二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。
1週間以降	恒久復旧の開始	本復旧に向けての調査・設計、河川施設の復旧工事を開始する。

ア 応急復旧活動体制の確立

町（土木班）は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、土木業者等と協力して応急活動体制を確立し、被害の拡大防止、緊急措置、応急復旧活動を実施する。

その他各河川管理者は、防災計画に基づき応急活動体制を確立し応急対策を実施する。

イ 水防活動の実施（全対策部・羊蹄山ろく消防組合）

町（全対策部）は、洪水等のおそれがあるときは被害の拡大を防止するため、羊蹄山ろく消防組合及び消防団等と協力して水防活動を実施する。

ウ 被害情報及び復旧状況の伝達（土木班・庶務班・企画広報班）

町及び各河川管理者は、河川パトロールにより被災の状況及び被災範囲等について調査し、そのとりまとめを行い、河川堤防等の被害の状況、復旧の見込み等の広報活動を独自に行い町民等に周知する。

また、各河川管理者は所管河川施設の被害や応急復旧状況を町（土木班）へ連絡し、報告を受けた町（土木班）は、町内の河川被害の状況を取りまとめ、町（庶務班）へ報告する。

町（企画広報班）は報道機関や広報紙等により町民等への情報を提供する。

エ 復旧用資機材等の確保と応援派遣要請の実施（土木班・庶務班）

各河川管理者は河川施設の応急復旧にあたり、資機材や人員が不足するときは、防災業務計画に基づき復旧用資機材や人員等の応援派遣要請を行い、迅速な応急復旧活動を実施する。

オ 出水期の対策（土木班・羊蹄山ろく消防組合）

出水期において地震又は洪水等で河川堤防が被災した場合、速やかに応急復旧工事を実施すると共に、完了までの間は、降雨時には河川堤防の巡回点検等を厳重に行うとともに、羊蹄山ろく消防組合及び消防団等と連携し、必要があるときは土木業者等と協力し被害の拡大防止及び二次災害の発生を警戒する。

第4 崖地等の応急対策

小樽建設管理部真狩出張所は、地震などの災害が発生したときは、崖等について被害程度を把握し、迅速な応急復旧対策を実施する。また、崖地等については、その所有者は被害の程度を把握し町（土木班）へ報告するとともに、迅速な応急復旧対策を実施する。

（1）崖地等の応急復旧活動（土木班）

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	小樽建設管理部真狩出張所 土木班
--------	---------------------

対策目標		対策内容
2日以内 （当初目標）	被害状況の把握	ア 町民等からの被害の収集 イ 崖地等の点検
2日目以降 （短期目標）	二次災害防止対策	ア 降雨時の斜面の巡回点検 イ 危険崖地の応急対策

町（土木班）は、災害により宅地が被災した場合、町民等の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を活用し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減、防止を図る。

災害の規模が極めて大きく広範にわたるときは、必要に応じて、道に対して被災宅地危険度判定士の派遣の要請を行い、被災宅地の判定を実施する。

危険箇所、被害の程度等の情報は、各施設管理者が町（庶務班）へ連絡する。連絡を受けた町は、報道機関や広報紙等により、町民等に情報を提供する。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

（１）危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

（２）危険度判定の支援

知事は市町村長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼することとしている。

（３）判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ア 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- イ 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- ウ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

（４）危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の作成
- ウ 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
 - エ 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
 - オ 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

（５）事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- ア 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- イ 被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- ウ 町及び道は関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- エ 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

(6) 建物の解体・撤去（建築班）

建物の解体・撤去については、原則としてその施設所有者が実施する。ただし、施設所有者が行方不明等の施設所有者解体撤去を実施できない相当の理由がある場合は町が建物の解体・撤去を行う。

(7) 災害公営住宅の整備（建築班）

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各基準の1以上に達した場合に低所得罹災世帯のため国庫から補助を受けて整備し入居する事ができる。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合

（ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

（イ）町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

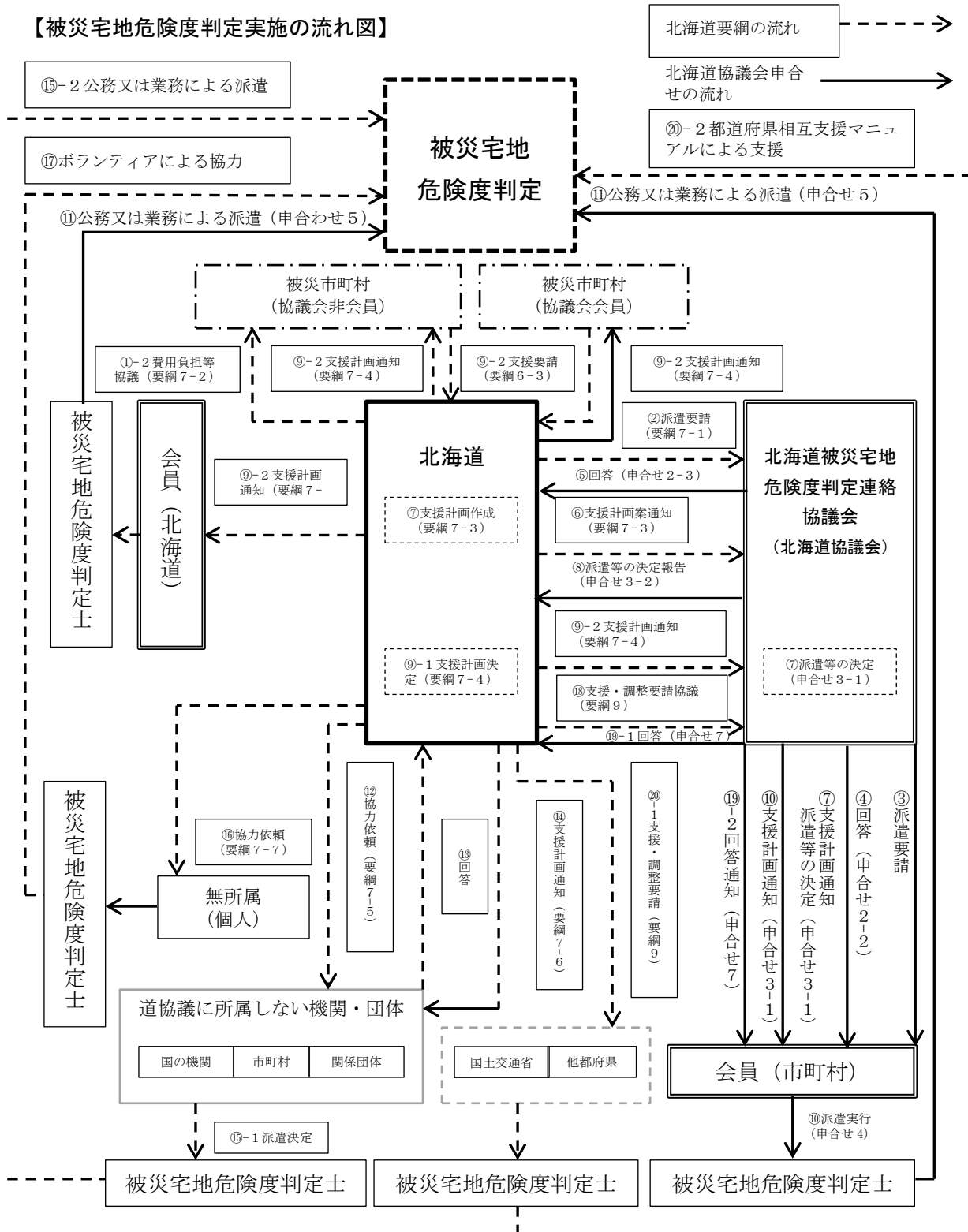
（ウ）滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

（ア）被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

（イ）滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

【被災宅地危険度判定実施の流れ図】



図表 被災宅地危険度判定実施の流れ図

第2.4節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 町

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

(2) 北海道

救助法を適用し、応急仮設住宅の設置(賃貸住宅の居室の借上げを含む。)が必要な場合、その設置は原則として知事が行うこととしている。

第2 実施の方法

地震などの災害により、多数の建物被害が発生する事態が予想される。被災した住宅が居住できるかどうかの判断を専門家に依頼し、二次災害を防止することが重要である。

町は、地震などの災害が発生し、住居を失った被災者で、自己の資力では応急処理することができない者に対し、応急修理を実施する。

災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

(1) 災害時の住宅の供給（建築班）

ア 応急的な住宅の供給・修理

町（建築班）は、住宅の供給・修理に関する相談窓口を設置し、被災者の相談に応じるとともに報道機関や広報紙を利用し、実施の時期・基準等について、十分な情報を提供する。

	手 段	基 準
災害救助法の適用なし	公営住宅の空室供給	高齢者、障がい者及び外国人等の要配慮者を優先して、公営住宅の空室を供給する。
災害救助法の適用あり	住宅の応急修理	1. 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者 2. 自らの資力で、応急修理ができない者
	応急仮設住宅の建設	建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失业帯数の3割以内とする。

イ 災害公営住宅の建設

知事の委任を受けた町は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が「災害公営住宅建設の基準」に達したときは、低所得被災世帯のために、災害公営住宅を建設し入居させる。

(2) 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(3) 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の

把握に努め、災害時に斡旋できるよう、予め体制を整備するものとする。

(4) 応急仮設住宅（建築班）

ア 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

ウ 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

エ 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、予め把握するものとする。

オ 建設戸数（借上げを含む。）

道は市町村長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

カ 規模、構造、存続期間及び費用

(ア) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6 戸の連続建て又は共同建てとし、道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3 月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2 年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

ク 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(5) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(6) 住宅の応急修理

ア 対象者

(ア) 住宅が半壊又は半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。

イ 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

ウ 修理の範囲と費用

(ア) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

(イ) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 災害公営住宅の整備

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

(ア) 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

- ① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
- ② 1町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
- ③ 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(イ) 火災による場合

- ① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- ② 滅失戸数がその町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 建物の応急危険度判定（建築班）

本節については、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として次のとおり実施する。

(ア) 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。（「第6章 第2節 災害応急対策計画 第3 被災建築物安全対策計画」の図表の参照）

(イ) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

① 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

② 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

③ 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

④ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

ウ 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要性を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設地町に譲渡し、管理は建設地町が行うものとする。

エ 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は概ね次の基準によるものとする。

(ア) 入居者資格

- ① 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- ② 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、俱知安町営住宅管理条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(イ) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

(ウ) 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

(エ) 国庫補助

- ① 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4
- ② 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等の斡旋、調達

- (1) 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- (2) 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び、河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

(2) 道路における障害物の除去

町（土木班）は、町が管理する道路に関して、障害物の除去を行う必要がある場合には、町有の資機材をもって除去し、又は、建設事業者に委託し、障害物の除去を行う。

国又は道が管理する道路に関して、障害物の除去を行う必要がある場合には、それぞれの道路管理者である小樽開発建設部倶知安開発事務所又は小樽建設管理部真狩出張所が障害物の除去を行う。

(3) 河川における障害物の除去

町（土木班）は、町が管理する河川に関して、障害物の除去を行う必要がある場合には、町有の資機材をもって除去し、又は、建設事業者に委託し、障害物の除去を行う。

道が管理する河川に関して、障害物の除去を行う必要がある場合には、河川管理者である小樽建設管理部真狩出張所が障害物の除去を行う。

(4) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められているJR北海道倶知安駅及び札幌保線所倶知安保線管理室が行うものとする。

道路	町（土木班） 小樽建設管理部真狩出張所 小樽開発建設部倶知安開発事務所（道路法で規定する道路管理者）
河川	町（土木班） 小樽建設管理部真狩出張所（河川法で規定する河川管理者）
鉄道	J R北海道倶知安駅及び札幌保線所倶知安保線管理室 （鉄道事業法による施設管理者）
住宅又はその周辺	災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- (1) 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- (2) 北海道財務局、町及び道は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 障害物の処理

除去した障害物の処理は、以下の通り行う。

大規模地震災害時（震度6弱以上）の時の対策実施目標

対策実施責任	保健衛生班	
対策目標		対策内容
1日以内 (当初目標)	体制の確立	1 被災地域・規模の把握 2 人員及び車両の確保、応援要請等、体制の確立 3 ごみストックヤードの確保
2日目	ごみ・瓦礫収集の開始	1 避難所のゴミ収集 2 道路上の瓦礫収集 3 処理・処分計画の確立
7日以降	倒壊建築物の瓦礫処理開始	1 瓦礫の受け入れ 1 処理施設、ストックヤード情報の広報

(1) 実施体制の確立

被災地における清掃は、町（保健衛生班）が、委託業者と協力して実施する。

町は、被害の状況及び被災地の範囲などの情報収集を行い、通常のごみ収集体制・収集間隔での対応では不十分と考えられる時は、応急実施体制を確立し、ごみ・瓦礫の収集を行う。臨時のごみ・瓦礫の収集を実施するときは、収集を行う地域、日時等を町民等に周知する。

町のみでは処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を要請する。

(2) 実施方法

ごみ・瓦礫の収集は、ごみ収集車又はダンプトラック等を用いて行い、衛生上、他に影響のないよう配慮する。

(3) 臨時ごみストックヤードの開設

収集したごみは、清掃センターで焼却するが、清掃センターが被災により使用できないとき、又は収集したごみが多量で清掃センターの処理能力を超えるときは、臨時ごみストックヤードを開設し、一時保管の後、適切に処理する。

ごみストックヤードを開設したときは、その旨を町民等に周知し、大型ゴミなど町民等からの接受入れを実施する。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常のエ育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

イ 児童生徒等の安全確保

(ア) 在来(園)中の安全確保

在来(園)中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、予め教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 俱知安町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

学校等の管理者は、地震などの災害が発生したときは、園児・児童・生徒の安否の確認するなど、安全を確保するとともに、教育活動の早期再開に向けた対策を実施する。

また、町は、被害状況に応じ、最寄りの公共施設等を利用し、臨時の学校施設を確保するとともに、教科書・学用品等の支給を円滑に実施する。

災害救助法が適用された場合の学用品の支給は知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、災害救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、町長が行う。

(1) 園児・児童・生徒の安否確認と被害状況の報告

学校等の管理者は、地震などの災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、園児・児童・生徒の安全を確保する。

ア 在来(園)時の安全確保

学校等の管理者は、園児・児童・生徒に対し、防災教育及び防災訓練を通して災害発生時に適切な行動が取れるよう指導する。

学校等の管理者は災害が発生したときは、園児・児童・生徒に対し適切な避難誘導等を行い、安全を確保する。

イ 登下校(園)時の安全確保

学校等の管理者は、教職員、保護者と協力して、園児・児童・生徒が安全に登下校できるよう、危険区域の情報収集、伝達、緊急通学路の設定等必要な措置をとる。

ウ 被害状況の報告

学校等の管理者は、学校教育施設等の安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見、補修に努める。

また、災害が発生し、学校教育施設等に被害が生じた時は、その被害状況について、速やかに町へ報告する。

(2) 応急教育の実施（学校教育班）

町（学校教育班）及び学校等の管理者は、地震などの災害が発生したときは、次により応急教育を実施し、できるだけ授業の確保に努める。

ア 休校措置

学校等の管理者は、学校施設等の被災、その他の理由により校務運営上やむを得ないと認めるときは、町（学校教育班）と協議し、休校措置をとる。

休校措置をとるときは、学校等の管理者は直ちにその旨を各園児・児童・生徒に周知するとともに、町はラジオ、テレビ及び広報車等を通じて休校措置等について周知徹底を図る。

また、休校措置が長期となる場合は、家庭学習の方法等について指導を行い、学力低下の防止に努める。

イ 教育の要領

学校等の管理者は、災害状況に応じた次のような教育計画を立て無理のないよう執り行う。

- (ア) できるだけ授業の確保に努める。
- (イ) 授業実施が不可能であれば、家庭学習の方法等について指導する。
- (ウ) 学習内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- (エ) 教育活動の場が学校以外の施設を利用する場合は、児童生徒の通学の安全を確保する。
- (オ) 学校に避難所が開設された場合は、避難収容が授業の師匠とならないよう留意する。

(3) 施設の確保と復旧対策

ア 応急復旧

(ア) 学校施設の確保

学校等の管理者及び町（学校教育班）は、被害の程度に応じて、次の方法により、施設の確保を図る。

被害の程度	施設確保の方法
校舎の一部が使用できないとき	特別教室、屋内体育館、講堂等を利用する。なお、不足するときは、2部授業等の方法をとる。
校舎の全部又は大部分が使用できないとき	最寄りの学校又は公共施設等を利用する。

※上記の方法により、施設の確保ができないときは、応急仮設校舎の建築を検討する。

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(イ) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(ウ) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(エ) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

(オ) 復旧対策

被災程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理し、施設の確保に努めるものとする。

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築を検討するものとする。

(4) 教育の要領

- ア 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- イ 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - (ア) 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - (イ) 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - (ウ) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - (エ) 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - (オ) 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
 - ウ 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

(5) 教職員の確保(学校教育班)

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

(6) 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会(私立高等学校にあっては道及び学校設置者)は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- ア 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
 - イ 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知
 - ウ 教科書・学用品の調達及び支給(学校教育班)
- 町(学校教育班)及び学校等の管理者は、被災世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失や棄損等をし、就学上支障をきたした者に対し、教科書・学用品を支給する。
- (ア) 支給品目

被害状況に応じて次の品目を現物支給する。

 - ① 教科書及び教材
 - ② 文房具
 - ③ 通学用品
 - (イ) 教科書・学用品の調達

教科書の調達については、町(学校教育班)が学校別、学年別に使用する教科書ごとに必要な数量をとりまとめ、教育対策部長が北海道教育委員会に報告し、道教育委員会の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受ける。

(7) 学校給食等の措置(学校教育班・給食班)

- ア 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- イ 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関及び委託業者(パンの加工等)と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- ウ 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(8) 衛生管理対策（学校教育班・保健衛生班）

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- ア 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- イ 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- ウ 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- エ 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策（社会教育班）

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所轄する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の收容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の收容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)及び警察官

第2 実施の方法

(1) 行方不明者の搜索(民生班)

ア 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

イ 搜索の実施

町長が、消防機関、警察官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

町(民生班)は俱知安警察署の協力を得て、行方不明者リストを作成する。

町は、行方不明者リストに基づき、俱知安警察署、羊蹄山ろく消防組合及び俱知安消防団と協力して行方不明者の搜索を行う。被災の状況や規模により必要があるときは、自主防災組織及び町民等の協力を得て搜索班を編成し、搜索を実施する。

搜索に対しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡体制を図っておく。

ウ 情報の収集及び広報活動(企画広報班)

町(企画広報班)は搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう各種の広報を活発に行う。

エ 資機材の確保(庶務班)

搜索に使用する車両、船舶その他の装備資機材は、町、羊蹄山ろく消防組合及び俱知安警察署が所有するものを有効に活用する。

町(庶務班)は、搜索のための資機材等が不足するときは、町内の販売業者からの購入、関係機関からの借用等により資機材の確保を行う。

オ 応援要請(町長・庶務班)

町民等の遺体が他町村にあると推測される場合、又は、水害等の場合で遺体の流出等により他町村に漂着していることが予想される場合は、以下の事項を明示して、当該町村に対し搜索の応援を依頼する。

(ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

(イ) 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

(2) 遺体の処理（保護衛生班）

ア 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

イ 処理の範囲

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

(イ) 遺体の一時保存(町)

(ウ) 検案

(エ) 死体見分(警察官)

ウ 安置場所の確保

エ 遺体の収容

町（保健衛生班）は多数の死者が発生すると予想される場合には、棺等必要器材を確保し、町内の寺院、公共施設等適切な施設を遺体収容所に指定する。

町及び町民等が、被災地において遺体を発見したときは、速やかに警察署に届け、警察官の検視（見分）及び医師による遺体の検案を実施した後、遺体収容所に収容する。

オ 身元の確認及び引渡し

町（保健衛生班）は収容された遺体の身元が判明しており、遺族等の引取人がいる場合は、遺体を引き渡す。縁故者による遺体引取りの申し出があった場合は、確認のうえ引き渡す。

災害救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

遺体の身元が不明なとき、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をしたうえで、一時的な安置をし、身元引受人の発見に努める。

身元不明者の遺体に関しては、遺体の写真撮影、所持品の保管等、身元確認の手がかりを記録し、自主防災組織及び町民等の協力を得て身元確認のための措置をとる。

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(3) 遺体の埋葬（保護衛生班）

ア 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

イ 埋葬の方法

(ア) 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

(イ) 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

(ウ) 町（保健衛生班）は、事故死等による遺体については、倶知安警察署から引継ぎを受けた後埋葬する。

(4) 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

(5) 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

(1) 北海道

ア 後志総合振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うこととされている。

イ 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずることとされている。

(2) 倶知安町

被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

(1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

(2) 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

町長

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- ア 家畜の種類及び頭羽数
- イ 飼料の種類及び数量(再播用種子については、種類、品質、数量)
- ウ 購入予算額
- エ 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- ア 家畜の種類及び頭数
- イ 転飼希望期間
- ウ 管理方法(預託、附添等)
- エ 転飼予算額
- オ 農家戸数等の参考となる事項

(3) 飼料の確保(農林班)

ア 畜産従事者の常時備蓄

畜産従事者は、日頃から数日分の飼料の備蓄を行い、災害時においても最低限度の家畜飼料が確保できるように努める。

イ 応急飼料確保

町(農林班)は、地震災害や洪水等により、火災による焼失又は洪水による流出・水没等により飼料に不足が生じたときは、農業協同組合又は業者等より緊急に飼料の確保を行う。

(4) 飼料の斡旋要請(町長・農林班)

町(農林班)は、被災農家の家畜飼料等の確保が困難な場合は、応急飼料、転飼別所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって後志総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋要請を行う。道は、必要に応じて農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請する。

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。」）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「市町村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第5章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

（1）北海道

ア 後志総合振興局長は、市町村が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うこととされている。

イ 道は、被災地の市町村長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずることとされている。

（2）倶知安町

ア 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

イ 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

（1）廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

（2）死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、当該地域を管轄する後志総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ（民生班・商工班）

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

災害時における一般ボランティアの受入れは、町社会福祉協議会を窓口として行う。社会福祉協議会は町（民生班）と協力し、ボランティアの受入窓口を開設する。

社会福祉協議会はボランティア団体と協力して窓口の運営を行う。

未組織のボランティア及び個人の協力申入れに対しては、町内のボランティア団体を紹介し、組織的な活動となるよう配慮する。

災害時の専門技術ボランティアの受入れは町（商工班）が行う。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- （1）災害・安否・生活情報の収集・伝達
- （2）炊出し、その他の災害救助活動
- （3）高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- （4）清掃及び防疫
- （5）災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- （6）被災建築物の応急危険度判定
- （7）応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- （8）災害応急対策事務の補助
- （9）救急・救助活動
- （10）医療・救護活動
- （11）外国語通訳
- （12）非常通信
- （13）被災者の心のケア活動
- （14）被災母子のケア活動
- （15）被災動物の保護・救助活動
- （16）ボランティア・コーディネート
- （17）臨時災害放送局の運営・管理

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第5 ボランティア活動拠点の提供（民生班）

町（民生班）は、災害時のボランティア活動を支援するため必要と認められるときは、被害の状況等を考慮して、適当な公共的施設をボランティア活動拠点として提供する。

第6 ボランティア団体への情報提供（企画広報班）

町（企画広報班）は、災害時のボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会を通じて災害の状況の他、ボランティアの活動に必要な情報を提供する。

第7 ボランティアの協力依頼（商工班）

町災害対策本部各班の班長は、災害応急対策に関してボランティアに協力の依頼を行うときは、以下の項目を明らかにして、町（商工班）に要請を行う。町（商工班）は、社会福祉協議会を通じて一般ボランティアの派遣を要請する。

【以下の項目】

- （１）作業内容
- （２）作業の場所
- （３）作業の期間
- （４）その他必要な事項

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

町が災害応急対策に必要な労働者の雇用に関しては、町長がこれを行う。

第2 雇用範囲

町が災害応急対策に必要な労働者を雇用するときの雇用の範囲は、概ね次のとおり。

- (1) 被災者の避難のために要するもの
- (2) 医療及び助産の移送のために要するもの
- (3) 被災者の救助・救出のため機械器具資材の操作のために必要なもの
- (4) 飲料水の供給のための運転操作、上水用医療品の配布等に関するもの
- (5) 救助物資の支給に要するもの
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の処置のために要するもの

第3 供給方法

- (1) 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- (2) 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項
- (3) 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。
- (4) 労働者の雇用要請（商工班）

災害対策本部各班の班長は、災害応急対策に関して必要な労働者数を以下の項目を明らかにして、商工班長に提示し、労働員の要請を行う。

 - ア 職業別所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項

(5) 労働者の雇用（商工班）

町（商工班）は、次の方法により労働者の求人及び雇用を行う。

- ア 町内建設業者及びその他事業者への労働者の提供の要請
- イ 岩内公共職業安定所倶知安分室への斡旋要請

公共職業安定所に斡旋を要請するときは、「3. 労働者の雇用要請」と同様の事項を明らかにして求人申込みを行う。

(6) 労働者の賃金

労働者に対する賃金は、災害救助法が適用される者の他は、町が全額を負担する。

労働者に対する賃金は、町における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を考慮し定める。

第4 賃金及びその他の費用負担

(1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。

(2) 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長又は知事は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求めるものとする。

第1 要請権者

(1) 町又は町の委員会若しくは委員(以下本節において「町長」という。)

なお、町又は道の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長に予め協議しなければならない。

第2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣斡旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋についての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

(1) 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側(以下「派遣側」という。)及び職員派遣受入側(以下「受入側」という。)の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則(以下「関係規定」という。)の適用があるものとする。

但し、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

ア 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

イ 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

ウ 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

エ 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号(災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた町又は都道府県の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設(一日につき)	その他の施設(一日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円

60日を超える期間	3,970円	5,140円
-----------	--------	--------

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

被害の範囲	災害救助法の適用基準
北海道	・被害が全道にわたり、全道で12,000世帯以上の住家が滅失した場合
倶知安町	・町内で、50世帯以上の住家が滅失した場合 ・被害が相当広範囲であり、全道で2,500世帯以上の住家が滅失し、そのうち25世帯が町内に含まれる場合

住家被害の判定基準	
(1) 住家被害の判定基準 滅失 ・全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 半壊・半焼 ・2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20%～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損壊割合で表し、20%以上50%未満のもの。 床上浸水 ・3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。	
(2) 世帯の判定 ・生計を一にしている実際の生活単位をいう。 ・会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。	

資料：北海道地域防災計画

第3 救助法の適用手続き

(1) 倶知安町

- ア 町長は、町における災害が救助法の適用基準の何れかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を町の区域を所管する後志総合振興局長に報告しなければならない。
- イ 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに後志総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(2) 北海道

後志総合振興局長は、倶知安町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、後志総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、後志総合振興局長を経由して、倶知安町に通知するものとする。

また、知事は、救助法の適用に関すること及び被害状況等について、内閣総理大臣に情報提供する。

第4 救助の実施と種類

(1) 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとするとしている。

なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任することとしている。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置 (供与)	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	市町村・日赤道支部 市町村
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の 選定～市町村 設置～道(但し、委任 したときは市町村)
炊出しその他に よる食品の供与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	市町村
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	市町村
被服、寝具その他 生活必需品の供与 または貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	市町村
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道 支部(但し、委任し たときは市町村)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道 支部(但し、委任した ときは市町村)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	市町村
被災した住宅の応急 修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者など	市町村
学用品の給与	災害のため住宅が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児専門学校生、大学生等は対象外)	市町村
埋葬	<u>災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者</u>	市町村

遺体の搜索	<u>災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を搜索する者</u>	市町村
遺体の処理	<u>災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする者</u>	市町村 日赤道支部
障害物の除去	<u>半壊（焼）又は床上浸水した住家であつて、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者</u>	市町村

（2）救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。